

第4部 代表的な EPA 品目別規則の解釈

第1部第2章第2節において、原産地規則は「広義の総則的規定」と「品目別規則」とから構成される（図1-8）旨を記述した。

「広義の総則的規定」に関しては、そこで規定されている主要な基本的概念の説明を第2部において、また、それを定めた条文の逐条解釈を第3部において、それぞれ記述した。

残る「品目別規則」に係る説明をこの第4部で行うこととする。

ただし、14本のEPAのすべての品目別規則に関して、逐条的な解説を行うことはおよそ不可能であることから、品目別規則の解釈に当たって、理解しておくことが望ましい事項について、説明を行うこととする。

なお、この第4部においては、必要に応じて、TPP11協定及び日EU EPAにおける品目別規則についても補足的な説明を加える。

1. 個々の品目別規則において採用される基準等

品目別規則とは、個々の産品に関して、どのような実質的変更が生じたら原産品として認められるかということについて、品目ごとに規定したものである。

その実質的変更の書き表し方については、第2部第2章第1節2.で述べた通り、関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準の3通りがある。

個々の品目別規則においては、これら3つの基準が単独で使用されるものもあれば、3つの基準が組み合わされているものもある。更に、これらに特別な条件¹⁰⁰が付加される場合もある。

2. 関税分類変更基準に基づくルールの意義

第2部第2章第2節2.において、関税分類変更基準に基づく品目別規則の書き表し方について説明を行った。

ここでは、それと少し異なる観点からの説明を行うこととする。

(1) 「他の類の材料からの変更」、「他の項の材料からの変更」、「他の号の材料からの変更」の意義 ①上記の3つのルールの違い（原産品としての資格の獲得し易さの違い）

関税分類変更基準に基づく品目別規則においては、この小見出しに掲げたルールが典型的なものとして挙げられよう。これら3つのルールの間には、原産品としての資格の獲得し易さが異なるという違いがある。以下にそれを見てみよう。

「他の号の材料からの変更」の場合、第R号に属する材料を用いて同じ第R号の産品を生産した場合には、実質的変更が生じず、原産品とは認められないこととなる（図4-1）。すなわち、実質的変更が生じないこととなる領域は、同図の網掛けをした領域（=第R号）となる。

100 例えば、「特定原産材料の使用の義務付け」がある。このような条件の例としては、下記のものが挙げられる。

一般特恵原産地規則：第21.03項のうち、「ソース、ソース用の調製品及び混合調味料」に係る規則
=第21.03項に該当する物品（マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタードを除く。）以外の物品からの製造（トマトを使用したものにあつては、原産品であるトマトからの製造に限る。）

図4-1

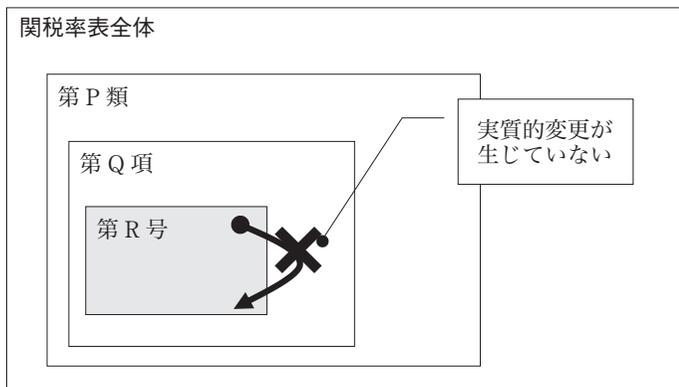


図4-2

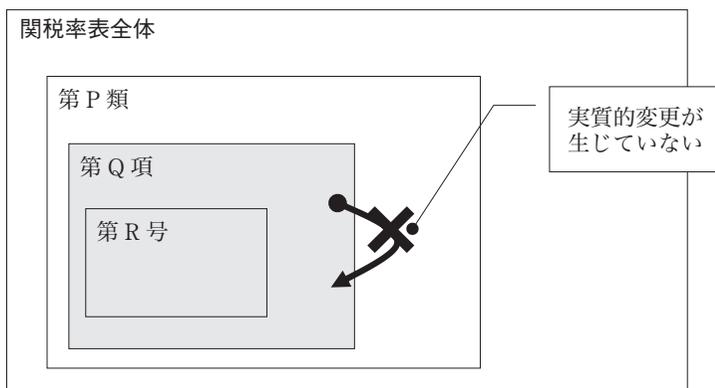
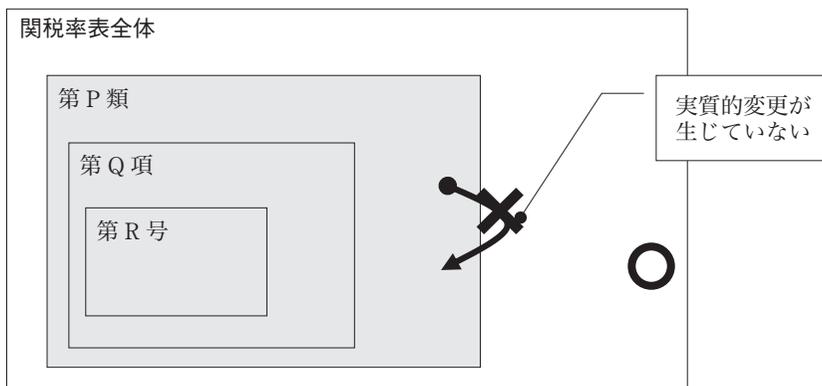


図4-3



同様に考察すると、「他の項の材料からの変更」の場合において、実質的変更が生じないこととなる領域は、同図の網掛けをした領域（＝第Q項）となる。（図4-2）

そして、「他の類の材料からの変更」の場合において、実質的変更が生じないこととなる領域は、同図の網掛けをした領域（＝第P類）となる。（図4-3）

表4-1

84.58	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）	CTH又はQVC40
-------	-----------------------------------	------------

以上見たように、「他の号の材料からの変更」→「他の項の材料からの変更」→「他の類の材料からの変更」となるにつれて実質の変更が生じない領域が増加することから、原産品としての資格を獲得しにくくなることが理解できるであろう。

②「他の項の材料からの変更」というルールの中の2つの意味

次に、「他の項の材料からの変更」というルールの中の2つの意味について考えてみる。

オーストラリアEPAの第84.58項の産品に係る品目別規則を見てみよう（表4-1）。

「CTH又はQVC40」というルールは、下記3. (5) に記す「同格ルール」であり、その意義については、当該箇所を参照されたい。

さて、このうち「CTH」に着目してみよう。これは3. (2) において説明する略号の1つで、「他の項の材料からの変更」というルールと同じ意味である。

第84.58項の旋盤に関して、「他の項の材料からの変更」が起こった場合に原産品としての資格を得るということは、以下の2つの意味があるものと解される。

イ. 旋盤の生産に用いられる（原則として）すべての非原産材料が、第84.58項以外の項に属するものである場合に、原産品としての資格を得ることが可能となる。

ロ. 非原産の第84.58項に属する産品から、最終産品である第84.58項の旋盤を生産しても原産品としての資格を得ることはできない。

上記のロ. は、「同一項内の変更では原産品としての資格を得ることができない」（*）と言い換えることが可能である。

これらのうち、イ. については理解し易いものと思われるが、ロ. については、そのようなことを規定してどのような意味があるのかと思われるかもしれない。この点については、以下のように解される。（ロ. を一般的に書き換えた上記の（*）の解釈については、この直下に掲げるものの他、下記③の前半に掲げるものがある。）

まず、機械類のような工業製品の場合、HSの通則2 (a)（第5部第2章を参照のこと）の適用により、完成品としての重要な特性を有する未完成の産品も、完成品と同じ項に属することとされており、すなわち、同通則2 (a) の適用により、第84.58項に属することとなる未完成の旋盤が存在することとなる。

このことから、上記ロ. の下では、非原産である未完成の旋盤（第84.58項に属するもの）を第三国から輸入して、それに簡単な作業・加工を施して完成した旋盤に仕上げたとしても、原産品としての資格を得ることはできないとするものであり、十分な意義を有するものと解される。

表4-2

94.03	その他の家具及びその部分品	CTH又はQVC40
第95類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	CTH又はQVC40

表4-3

94.03	その他の家具及びその部分品
9403.10	事務所において使用する種類の金属製家具
9403.20	その他の金属製家具
9403.30	事務所において使用する種類の木製家具
9403.40	台所において使用する種類の木製家具
9403.50	寝室において使用する種類の木製家具
9403.60	その他の木製家具
9403.70	プラスチック製家具
	その他の材料（とう、オーガ、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具
9403.81	竹製又はとう製のもの
9403.89	その他のもの
9403.90	部分品

③ HS品目表の構造を踏まえた上での「他の項の材料からの変更」というルール解釈

更に、HS品目表の構造を踏まえた上での「他の項の材料からの変更」のルールの解釈について見てみる。

オーストラリアEPAの第94.03項及び第95類のそれぞれの産品に係る品目別規則を確認してみる（表4-2）。

まず、第94.03項の品目別規則は上記②と同じ「CTH又はQVC40」であり、「CTH」について考察してみる。

「CTH」＝「他の項の材料からの変更」というルールであることから、非原産の第94.03項に属するものを用いて第94.03項の産品を生産しても原産品としての資格を得ることはできないこととなる。

では、これが第94.03項において具体的にどのような意味を持ち得るかという点について、表4-3に掲げるHS第94.03項の構成に基づき考えてみる。なお、同表に掲げる第94.03項の構成は、オーストラリアEPAの品目別規則に基づいている2012年版HSにおけるものである。

同表を見ると、第9403.90号には「部分品」が属することとなっており、この「部分品」は第94.03項の物品用に専ら又は主として設計した部分品として認められるものに限られることとされている¹⁰¹。

101 「関税率表解説」第94類の「部分品」の第1パラグラフにおいて以下のように規定されている。
『この類には、94.01項から94.03項まで及び94.05項の物品の部分品を含む（未仕上げであるかないかを問わない。）。ただし、その形状その他の特徴によって当該項の物品用に専ら又は主として設計した部分品として認められる場合に限る。これらのものは、他の類に属しない場合に限りこの類に属する。』（<https://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data/94r.pdf>）（2021年1月21日閲覧）

表4-4

95.03	
9503.00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル

したがって、第94.03項に係る「CTH」＝「他の項の材料からの変更」というルールの下では、非原産の第9403.90号に属する部分品から、第9403.10号から第9403.89号までの産品を生産したとしても、当該生産された産品は原産品としての資格を得ることができないこととなる。

すなわち、同一の項の中に最終産品及びその専用部分品が属する場合において、当該項に係る品目別規則が「CTH」＝「他の項の材料からの変更」というルールであった場合には、専用部分品から最終産品を生産しても原産品としての資格を得ることができないこととなる¹⁰²。

これを応用すると、最終産品とその専用部分品とが同じ号に属する場合において、当該号に係る品目別規則が「CTSH」＝「他の号の材料からの変更」というルールであった場合には、専用部分品から最終産品を生産しても原産品としての資格を得ることができないこととなる。

以上をまとめると、工業製品に係る品目別規則の適用に当たっては、専用部分品がどの項（又は号）に属するかという点に留意する必要があることとなる。

次に第95.03項の産品について見てみる。HS第95.03項の構成は表4-4に掲げるとおりであり、第9503.00号という単一の号のみから成るものである。このように単一の号のみからなる項の場合、当該号の品名の規定が、その項の品名の規定となる。

第9503.00号の規定を見る限りでは、専用の部分品が同号（＝第95.03項）に属するか属しないかについては明確でないが、第95類の類注3¹⁰³を見ると、第95.03項に属することが分かる。

オーストラリアEPAの下での第95.03項に係る品目別規則は、表4-2に掲げる通り、「CTH又はQVC40」であり、このうち「CTH」について考えてみると、この第95.03項に属する非原産の部分品を用いて第95.03項に属する最終産品を生産した場合には、当該最終産品は原産品としての資格を得ることができないこととなる。

したがって、品目別規則の適用に当たっては、項（又は号）の規定のみならず、関係する部注、類注等の規定に十分に留意する必要がある。

(2) 「他の項の材料からの変更（第X項の材料からの変更を除く。）」の意義

これは、第2部第2章第2節2. (2) ③に掲げたタイプB1である。

このルールの下では、非原産材料である「第X項の材料」を用いて産品を生産したとして

102 念のために付け加えておくと、オーストラリアEPAの下での第94.03項に係る品目別規則は「CTH又はQVC40」であり、これは同格ルールであることから、仮に使用している専用部分品が非原産材料であることを以てして「CTH」を満たしていなかったとしても、「QVC40」の方を満たしていれば（＝原産資格割合が40%以上であれば）原産品としての資格を得ることが可能となることに留意されたい。

103 『この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。』（<https://www.customs.go.jp/tariff/2007/data/95r.pdf>）（2021年1月21日閲覧）
なお、上記の規定中「1の物品」とあるのは、第95類の類注1に掲げる物品のことを指す。この類注1についても上記のURLを参照されたい。

表4-5

84.56-84.65	第84.56項から第84.65項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第84.66項の材料からの変更を除く。）又は、原産資格割合が45%以上（控除方式を用いる場合）若しくは30%以上（積上げ方式を用いる場合）であること（第84.56項から第84.65項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------	---

も、実質的変更は生じないこととなり、原産品としての資格を得ることはできないこととなる。

一方、「第X項の材料」が原産材料であれば、この規則の適用に当たっては考慮する必要がないこととなる。

その結果、「第X項の材料」を自国内で生産しようというインセンティブが働く可能性がある。（もちろん、単に自国内で生産するだけではダメで、関連する原産地規則を満たして自国の原産品として認められなければならない。）

又は、モノの累積の規定を適用して、相手締約国の原産品である「第X項の材料」を使用するというインセンティブが働くことも考えられる。

以上が、この規則の意義の一般的な説明であるが、以下に追加的な説明を行う。

機械類の品目別規則として、このスタイルの規則を採用し、かつ、除外される「第X項の材料」として、当該機械類の専用部分品が指定されていたとしたらどうなるであろうか。

例えば、第84.58項の旋盤について考えてみよう。

旋盤の専用部分品は、第84.66項に属する。

ここで、チリEPAの第84.58項に関する品目別規則を見ると、表4-5の通りとなっている。

このルールは、下記3. (6) に記す「複数項・号一括規定方式」と、3. (5) に記す「同格ルール」との組合せであるところ、それらの説明については、各々の場所を参照されたい。

それでは、本題である同ルール中の

当該各項以外の項の材料からの変更（第84.66項の材料からの変更を除く。）

という部分に着目してみよう。

まず、「当該各項以外の項の材料からの変更」の部分は、第84.58項の旋盤の場合、第84.58項の産品から生産したのでは原産品としての資格を得ることができないということとなる。

このようなことを規定している意味については、上記 (1) ②に説明したところ、そちらを参照されたい。

さて、「(第84.66項の材料からの変更を除く。)」の部分であるが、これは非原産の専用部分品を輸入して、それから旋盤を生産しても、当該旋盤は原産品としての資格を得ることができないとするものである。その結果、専用部分品については、旋盤を生産する国において生産するか、又は、累積の規定を適用して相手締約国原産のものを使用するというインセンティブが働き得るものとなる。

HS品目表の構造上、機械類の多くの部分品（特に汎用性のあるもの）は当該機械類とは異なる類に属するものが多く（例えば、第84類の機械類に使用される第73類の鉄鋼製のボルト・ナット）、したがって、非原産の部分品を輸入して使用しても、原産品としての資格を得ることが可能となるケースが多い。しかしながら上述の例のように、原産資格を得ることが可

図4-4

3. ルールの書き表し方
 - (1) 品名の記載の有無
 - (2) 略号の使用の有無
 - (3) 品目別規則の複数欄への記載
 - (4) 「一般ルール」の有無
 - (5) 同格ルール (co-equal rule)
 - (6) 「複数項・号一括規定方式」
 - (7) 「個別細分規定方式」

4. 内容的に特徴のあるルール
 - (1) アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール
 - (2) IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール
 - (3) 付加すべき2以上の作業のリスト
 - (4) 「関税分類を決定する構成部分」ルール
 - (5) 「繊維製品として分類されない部分品」ルール
 - (6) 2工程ルール
 - (7) 品目別規則における「完全生産品」についての記述
 - (8) 特別なルール

能となる材料から専用部分品を除外するというルールも有り得ることから、品目別規則において除外されている項等がある場合には、何が除外されているのかということを十分に確認することが必要となる。

以上で、2.の説明を終える。

次いで、品目別規則の解釈に当たって留意すべき点として、「3.ルールの書き表し方」及び「4.内容的に特徴のあるルール」において、図4-4に掲げる事項についての説明を行う。

同図に掲げた事項 (4. (7) 及び同 (8) を除く。) が、日本の14本のEPA並びにTPP11協定及び日EU EPAの16本のEPAのうちどれに規定されているか (一部の項目については規定されている場所) を一覧できるように、表4-6において整理するので参照されたい。

なお、図4-4において下線を付した表現は筆者の造語であることに留意いただきたい。

一方、「一般ルール」(3. (4)) 及び「同格ルール」(3. (5)) はEPA交渉の現場において用いられていた表現であり、また、「2工程ルール」はEPA交渉の開始 (2001年) 以前に一般特惠原産地規則の文脈において用いられていた表現であり (このパラグラフにおける以上の記載は、筆者の経験に基づくものである。)、本書においては、それらの表現を用いることとする。

3. ルールの書き表し方

(1) 品名の記載の有無

改正前のシンガポールEPAの附属書II Aにおいては、表4-7に掲げる通り、品名を記載するスタイルを採用していた¹⁰⁴。これは、日本の一般特惠原産地規則のスタイルに倣って策定したものであった。

¹⁰⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/f2-1-25.pdf> (2021年1月21日閲覧) 等を参照のこと。

表4

	シンガポールEPA	メキシコEPA	マレーシアEPA	フィリピンEPA	チリEPA	タイEPA	ブルネイEPA
品名の記載							
略号の使用							
複数欄へ記載							
「一般ルール」							
「複数項・号一括規定方式」	○	○	○	○	○	○	○
「個別細分規定方式」	○	○	○	○	○	○	○
同格ルール (co-equal rule)	○	○	○	○	○	○	○
アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール	○	—	○	○	—	○	○
IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール	—	—	—	○	—	○	—
付加すべき2以上の作業のリスト	附属書II A 第2節 第11部 注釈1	—	附属書2 第2節 第11部 注釈1	附属書2 第2節 第11部 注釈1	—	附属書2 第2節 第11部 注釈	附属書2 第2編 第11部 注釈1
「関税分類を決定する構成部分」ルール	附属書II A 第2節 第61類/ 第62類/ 第63類 注釈	附属書4 第2節 第61類/ 第62類/ 第63類 注釈	附属書2 第2節 第61類 注釈1/ 第62類 注釈1/ 第63類 注釈	附属書2 第2編 第61類/ 第62類/ 第63類 注釈			
「繊維製品として分類されない部分品」ルール	—	—	—	—	—	—	—
2工程ルール	○	○	○	○	○	○	○

次に策定されたメキシコEPAにおいては、表4-8に掲げる通り、

HS番号+当該番号の産品に係るルール

というスタイルが採用され、以後のEPAはインドネシアEPAまで、このスタイルを踏襲する形で策定された。

因みに改正シンガポールEPAの附属書II Aにおいても、表4-9に掲げる通り、メキシコEPAと同じスタイルに改められた。

インドネシアEPA	アセアン包括EPA	ベトナムEPA	スイスEPA	インドEPA	ペルーEPA	オーストラリアEPA	T P P 1 1協定	H E U EPA
	○	○	○	—	—	○	○	○
	○	○	○	—	—	○	—	○
	—	—	—	—	—	○	—	—
	○	○	○	○	—	—	—	—
○	—	—	○	○	○	—	○	○
○	○	○	○	○	○	○ 2208.90	○	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
附属書2第2編第11部注釈1	附属書2第11部注釈1	附属書2第11部注釈1	—	附属書2の付表B及びDの注	—	—	—	—
附属書2第2編第61類/第62類/第63類注釈	附属書2第11部注釈2	附属書2第11部注釈2	—	—	附属書3第2編第61類注釈1/第62類注釈1/第63類注釈	—	附属書4-A第B節第61類注1/第62類注1/第63類注1	—
—	—	—	附属書2付録1注釈1(b)	—	—	附属書2第1編7	—	附属書3-A注釈8 2
○	○	○	○	○	○	○	○	○

アセアン包括EPAにおいては、表4-10に掲げる通り品名が加わるスタイルが採用され、その次のベトナムEPAにおいても同等のスタイルが採用された。

ベトナムEPAより後のEPAのうち、スイスEPA、オーストラリアEPA及び日EU EPAにおいても品名が加わるスタイルが採用された。

このうち、スイスEPAにおいては、品目別規則の表の(1)欄にHSの類番号及び類の表題が、(2)欄に品目別規則の適用対象となるHSの類、項、号番号、又は項・号より下の細分の

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

表4-7

関税率表番号	品名	規則
第10類 1004.00のうち	穀物 オート 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用にてきするようになったもの以外のもの	第10.04項に該当する材料以外の材料からの生産
(省略)	(省略)	(省略)

表4-8

28.07-28.08	第28.07項から第28.08項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
-------------	--

表4-9

2801.10-2804.50	第2801.10号から第2804.50号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が40%以上であること（第2801.10号から第2804.50号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること（第2801.10号から第2804.50号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-----------------	--

品名が、それぞれ記載されている（表4-11）。

オーストラリアEPAにおいては、品目別規則の表の1欄にHS番号が、2欄に品名が、それぞれ記載されているが、品目別規則が記載される3欄の中に、品名を記載したものがある（表4-12）。

日EU EPAにおいては、品目別規則の表の1欄にHS番号及び（細分を設けて個々の細分ごとに品目別規則を定めている場合に、当該細分の）品名が、2欄に品目別原産地規則が、それぞれ記載されている。表4-13に、品名が記載されている箇所の例を掲げる。

なお、品目別規則の表において品名を掲げているEPAのうち、

- ①アセアン包括EPA、ベトナムEPA及びスイスEPAにおいては、一般ルールが適用されない品目に関して品目別規則を定めるものであるところ、一般ルールの適用対象ではないものは何であるか（言い換えると、何が品目別規則の対象であるか）を明確にするために、品名を記載していると解され、
- ②日EU EPAに関しては、細分ごとに品目別規則を定めていることから、細分の範囲の明確化を図るために品名が記載されていると解されよう。
- ③残るオーストラリアEPAに関しては、上記①及び②に掲げるような理由は特に見当たらないところ、分かり易さを確保するために品名を記載していると解すべきものではないかと思われる。

表4-10

関税率表番号		品名		品目別規則
(省 略)				
第9類			コーヒー、茶、マテ及び香辛料	
	09.01		コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	
			コーヒー（いったものを除く。）	
		0901.11	カフェインを除いてないもの	CC
		0901.12	カフェインを除いたもの	CC
(省 略)				
第52類			綿及び綿織物	
(省 略)				
	52.04		綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）	CTH（第52.04項から第52.07項までの各項からの変更を除く。）（第52.03項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全にカードされ、又はコムされる場合に限る。）
	52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	52.06		綿糸（綿の重量が全重量の85%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	
	52.07		綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	
(省 略)				

(2) 品目別規則における略号の使用

多くのEPAの品目別規則においては、ルールに関して、通常の文を用いて書き表すというスタイルが採られている。

例えば、表4-8に掲げたメキシコEPAの第28.07項から第28.08項までの品目別規則においては、『第28.07項から第28.08項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更』という表現が用いられている。

これに対して、一部のEPAにおいては、品目別規則の表現の簡素化を図るとの観点から略号が用いられている。

例えば、表4-10に掲げたように、アセアン包括EPAの第0901.11号の製品に対応する品目別規則として「CC」が規定されている。（「CC」とはChange of Chapterの略称であり、「他の類の材料からの変更」という意味となる。）

他にも「CTH」、「CTSH」、「WO」といった略号が使用されているが、これらの略号のうち、「CC」、「CTH」、「CTSH」は、WTO原産地規則協定¹⁰⁵に基づき、WTOにおいて行われている非特惠原産地規則調和作業の作業文書¹⁰⁶において用いられている略号を利用しているもの

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

表4-11

統一システムの類	関税分類番号	品目別規則 (注釈 (3) 欄又は (4) 欄に規定する関連する規則を満たす製品は、締約国の原産品とする。)	
(1)	(2)	(3) 又は (4)	
(省 略)			
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	09 (ただし、次のものを除く。) 0901.21-0901.90	CC CTSH	
(省 略)			
第22類 飲料、アルコール及び食酢	22.01	CC	
	(省略) 2208.90 合成清酒又は料理用酒 (みりん) 飲料 (果実及び果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。) その他のもの	(省略) CTH及びVNM60% CTH (第8類又は第20類からの変更を除く。) CTH (第22.07項からの変更を除く。)	
(省 略)			
第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	8523.51-8523.59 8541.10-8541.60 (省 略)	CTH (第85.42項からの変更を除く。) CTH又は拡散工程 注釈 第8541.10号から第8541.60号までの各号又は第8542.31号から第8542.39号までの各号に分類される製品のための規則の適用上、「拡散工程」とは、適切な不純物を選択的に注入することにより半導体が基板上に形成される工程をいう。	VNM60% VNM60%

105 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H7-0997_1.pdf (リンク先のファイル内に記載されたページ番号で1007ページ以降。)(2021年1月21日閲覧)

106 <https://docsonline.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q/G/RO/W111R6.pdf&Open=True> (2021年1月21日閲覧) 等において確認が可能。

表4-12

関税率表番号 (2012年に改正された 統一システム)	品名	品目別規則	
注釈 3欄又は4欄に規定する関連する規則を満たす製品は、締約国の原産品とする。			
1	2	3	4
(省 略)			
2208.90	その他のもの	1 CTH及びQVC40 (合成清酒又は料理用 酒(みりん)に限る。) 2 CC(第8類又は第 20類の材料からの変 更を除く。)(果汁をも としたものであって、 アルコール分が1%未 満のものに限る。) 3 CTH(第22.07項 の材料からの変更を除 く。)(その他のもの)	
(省 略)			
27.01	石炭及び練炭、豆炭そ の他これらに類する固 形燃料で石炭から製造 したもの	CTH	CR
(省 略)			

表4-13

1 欄	2 欄
統一システムに基づく分類 (2017年に改正された統一システム)(特定の 品名の記載を含む。)	品目別原産地規則

第61類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)

61.01-61.17	
裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤ ス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、 又はつなぎ合わせて得られる産品	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること (布の裁断を含む。)との組合せ
その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と メリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、 人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編 み若しくはクロセ編みとの組合せ又は 一の工程においてメリヤス編みを行い、製品 にすること。

である。

では、どのような略号がどのEPAにおいて用いられているかを表4-14に整理したので、参照されたい。

なお、オーストラリアEPAにおいては、第27類から第40類の産品に関して、「CR」、「D」、「P」、「CPS」、「SM」、「IS」という略号が使用されているが、表4-14においては、これらの記載は省略した。

(3) 品目別規則の複数欄への記載

多くのEPAの品目別規則の表においては、品目別規則を記載する欄は1つだけであるが、スイスEPA及びオーストラリアEPAにおいては、品目別規則を記載する欄が2つある（スイスEPAについては表4-11を、オーストラリアEPAについては表4-12を、それぞれ参照されたい。）。

スイスEPAに関しては、表の(3)欄に適用可能な品目別規則のうち関税分類変更基準若しくは加工工程基準、又はこれらと付加価値基準との組合せ等が、(4)欄には適用可能な品目別規則のうち付加価値基準のみが、それぞれ記載されている。

オーストラリアEPAに関しては、表の3欄に関税分類変更基準、加工工程基準、若しくは付加価値基準又はそれらの組合せが、また、4欄に加工工程基準（第27類から第40類の産品が対象）が、それぞれ記載されている。

では、それぞれのEPAにおいて、2つの欄に規定されているルールはどういう関係にあるかについて見てみよう。

例えばスイスEPAに関しては、(3)欄に記載したルール及び(4)欄に記載したルールのいずれかを満たしていれば、原産品としての資格を得ることができるとするものである。すなわち、(3)欄のルールと(4)欄のルールとは、同格ルール（下記(5)参照）の関係にあるということが可能である。そして、これは、オーストラリアEPAにおいても同様である。

(4) 「一般ルール」の有無

第2部第2章第1節3.において記述した通り、全品目について設定された品目別規則のうち最も数の多いルールを協定本文等に括り出して規定し（これが「一般ルール」）、その括り出されたルールが適用されない品目に対して個々に品目別規則を策定しているEPAが存在する。

これに該当するEPAは、アセアン包括EPA、ベトナムEPA、スイスEPA及びインドEPAである。

また、非特惠原産地規則及び一般特惠（GSP）原産地規則においても、「一般ルール」と類似した規定が設けられている。

これらの規定の状況及び「一般ルール」の内容を表4-15に整理する。なお「一般ルール」の欄における記述は、協定等における規定の正確な引用ではなく、内容を分かり易く記載したものであることに留意されたい。

表4-14

関係する概念	略号	元の表現	意義	アセアン包括EPA	ベトナムEPA	スイスEPA	オーストラリアEPA	日EU EPA
完全生産品	WO	<u>W</u> holly <u>o</u> b-tained or produced	いわゆる「完全生産品」が生産されること	○	○	○	—	—
関税分類変更基準	CTC	<u>C</u> hange in <u>t</u> ariff <u>c</u> lassification	関税分類変更	○	○	—	○	—
	CC	<u>C</u> hange of <u>C</u> hapter	各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更	○	○	○	○	○
	CTH	<u>C</u> hange of <u>t</u> ariff <u>h</u> eading	各項、号の産品への他の項の材料からの変更	○	○	○	○	○
	CTSH	<u>C</u> hange of <u>t</u> ariff <u>s</u> ubheading	各号の産品への他の号の材料からの変更	○	○	○	○	○
加工工程基準	SP	<u>S</u> pecific <u>P</u> rocesses	特定の加工が施されること	○	○	—	—	—
付加価値基準	RVC	<u>R</u> egional <u>V</u> alue <u>C</u> ontent	域内原産割合	○	—	—	—	○
	LVC	<u>L</u> ocal <u>V</u> alue <u>C</u> ontent	原産資格割合	—	○	—	—	—
	VNM	<u>V</u> alue of <u>N</u> on- <u>o</u> ri- <u>m</u> inating <u>M</u> aterials	産品の生産に使用された非原産材料の最大の価額（*1）	—	—	○	—	○
	QVC	<u>Q</u> ualifying <u>V</u> alue <u>C</u> ontent	原産資格割合	—	—	—	○	—
	EXW	<u>e</u> x-works price	産品の工場渡しの価額等（*2）	—	—	—	—	○
	Max NOM	<u>m</u> aximum value of <u>n</u> on- <u>o</u> ri- <u>m</u> inating <u>m</u> aterials	非原産材料の最大限の割合	—	—	—	—	○
	FOB	<u>f</u> ree <u>o</u> n <u>b</u> oard price	本船渡しの価額（*3）	—	—	—	—	○

（*1）：他のEPAにおける付加価値の計算式において用いられる「VNM」とは若干意味が異なることに留意する必要がある。

（*2）：正確な意味は、同EPA附属書3-A注釈4 定義1（b）を参照のこと。

（*3）：正確な意味は、同EPA附属書3-A注釈4 定義1（c）を参照のこと。

表4-15

	「一般ルール」	品目別規則
非特惠原産地規則	項番号の変更 特定の加工工程を指定	—
一般特惠（GSP）原産地規則	項番号の変更	規定あり
シンガポールEPA	—	
メキシコEPA	—	
マレーシアEPA	—	
フィリピンEPA	—	
チリEPA	—	
タイEPA	—	
ブルネイEPA	—	
インドネシアEPA	—	
アセアン包括EPA	付加価値40%以上 <u>又は</u> 項番号の変更	
ベトナムEPA	付加価値40%以上 <u>又は</u> 項番号の変更	
スイスEPA	付加価値40%以上 <u>又は</u> 項番号の変更	
インドEPA	付加価値35%以上 <u>及び</u> 号番号の変更	
ペルーEPA	—	
オーストラリアEPA	—	

(5) 同格ルール (co-equal rule)

日本の14本のEPAのすべての品目別規則において、その一部の品目に関して、第8431.10号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が50%以上であること（第8431.10号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。・・・(*)という形式のルールが定められている。（この(*)に掲げたルールは、メキシコEPA第8431.10号に係るルールである。）

このルールは、

「A」又は「B」

という形式となっており、上記の(*)のルールにおいては、

A：第8431.10号の産品への他の項の材料からの変更

B：域内原産割合が50%以上であること（第8431.10号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

となっていることが分かるであろう。

この「A」又は「B」という形式を採用しているルールのことを、EPAの交渉の現場においては、「同格ルール (co-equal rule)」と呼んでいたところ、本書においてもこの呼称を採用する。

この同格ルールは、TPP11協定及び日EU EPAにおいても採用されている。

さて、この同格ルールの意義であるが、「A」及び「B」に掲げられているルールのいずれか片方を満たしていれば、原産品としての資格を得ることが可能となるというものである。

そして、「A」と「B」とは全く対等の関係にあり（=同格であり）、そのいずれか片方が、もう一方に対して優先するものではないことに留意されたい。

なお、上記においては、

「A」又は「B」

という形式となっていると記述したが、実際には、

「A」、「B」又は「C」

のように、3以上の同格なルールが並記されているものもあり、中には、例えば日EU EPAの第51.11項から第51.13項までの品目別規則である

天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、

人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、

製織と染色との組合せ、

糸の染色と製織との組合せ、

製織となせんととの組合せ又は

なせん（独立の作業）

のように、6つの同格なルールが並記されているものもある。

(6) 「複数項・号一括規定方式」

日本のEPAを策定する前の一般特惠原産地規則の品目別規則（その一部を表4-16に掲げる。）においては、HSの1つの類、1つの項又は1つの項の一部に対して、ルールが定められていた。（このスタイルは現在の一般特惠原産地規則においても同様である。）

一方メキシコEPA¹⁰⁷の品目別規則（その一部を表4-17に掲げる。）においては、NAFTAの影響も受けつつ（注）、簡素化を図るとの観点から連続する複数の項又は号においてルールが原則として同一のものである場合¹⁰⁸には、当該連続する複数の項又は号を一まとめにしてルールを記載している。メキシコEPA以降のEPA（アセアン包括EPA、ベトナムEPA及びオーストラリアEPAを除く。）においても、同様のスタイルが採用されている。また、TPP11協定及び日EU EPAにおいてもこのスタイルが採用されている。このスタイルのことを、本書においては、「複数項・号一括規定方式」と呼ぶこととする。

（注）NAFTAのAnnex 401において品目別規則が定められており、その中の一部を表4-18に掲げる。

同表を見ると、第2008.19号から第2008.90号まで、第2009.11号から第2009.30号までというように、ルールが同一である複数の号がまとめて記載されていることが理解できる。

では、ここで、表4-17に掲げるメキシコEPAにおけるルールを例として用いて、「複数項・号一括規定方式」に基づき記載されたルールの読み方について考えてみよう。

107 現行のシンガポールEPAの品目別規則においては、「複数項・号一括規定方式」が採用されているが、これは改正後の品目別規則（2008年1月1日発効）において採用されたものである。すなわち、日本のEPAにおいて同方式が最初に採用されたのはメキシコEPAである。

108 ルールの内容によっては、異なるルールを一まとめに書くことが可能である。下記③を参照のこと。

表4-16

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第2類	肉及び食用のくず肉	原産品である第1類に該当する物品からの製造（加工を含む。以下この表において同じ。）
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	原産品である第3類に該当する物品からの製造
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）のうち	
	卵黄以外のもの（乾燥したものを除く。）	原産品である第04.07項に該当する物品からの製造
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	原産品である第7類に該当する物品からの製造
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	原産品である第8類に該当する物品からの製造
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	原産品である第7類、第8類又は第10類に該当する物品からの製造
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	原産品である第12類に該当する物品からの製造

表4-17

(省 略)	
28.07-28.08	第28.07項から第28.08項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更
2809.10-2814.20	第2809.10号から第2814.20号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
(省 略)	
2936.10-2938.90	第2936.10号から第2938.90号までの各々の産品への当該各々の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、第2936.10号から第2938.90号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各々の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が50%以上であること。
(省 略)	
2939.43-2939.49	第2939.43号から第2939.49号までの各々の産品への第2939.43号から第2939.49号まで以外の号の材料からの変更
(省 略)	

表4-18

2008.11	
2008.11.aa	A change to Canadian tariff item 2008.11.20, U.S. tariff item 2008.11.00B, 2008.11.00C or 2008.11.00D or Mexican tariff item 2008.11.01 from any other heading, except from heading 12.02.
2008.11	A change to subheading 2008.11 from any other chapter.
2008.19-2008.99	A change to subheading 2008.19 through 2008.99 from any other chapter.
2009.11-2009.30	A change to subheading 2009.11 through 2009.30 from any other chapter, except from heading 08.05.
2009.40-2009.80	A change to subheading 2009.40 through 2009.80 from any other chapter.

① 28.07-28.08に係るルール

これらの項に対するルールは、

第28.07項から第28.08項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更・・・(*)

であり、第28.07項及び第28.08項の2つの項のそれぞれに対するルールを一まとめにしたものである。

上記の(*)のルールを、今、第28.07項についてのみ考えてみると、次のように読み替えることが可能である¹⁰⁹。

第28.07項から第28.08項までの各項 (= 第28.07項に限定して考えることとする) の産品への**当該各項** (= 第28.07項) 以外の項の材料からの変更

したがって(*)のルールは、図4-5に示す通り、

第28.07項：第28.07項の産品への同項以外の項の材料からの変更¹¹⁰

というルールと

第28.08項：第28.08項の産品への同項以外の項の材料からの変更

というルールとを組み合わせたものであると解することが可能である。

組み合わせるに当たっては、「同項以外の項」という表現をそのまま用いたのでは意味が不明確になることから、「(各項の産品への) 当該各項以外の項…」という表現に変えていると解される。

② 2809.10-2814.20に係るルール

これらの号に対するルールは、

第2809.10号から第2814.20号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更であり、図4-6に示す通り、第2809.10号から第2814.20号までの15の号¹¹¹のそれぞれに対する

109 この読替え方については、第2部第2章第3節2. (1) を参照のこと。

110 ここに掲げたルールは、あくまで記述方法の1つの例を示したものであり、他にもいろいろな記述方法が考えられることに留意されたい。要は「他の項の材料からの変更」であり、上記(2)で説明した略号を用いれば「CTH」となる。

111 ここで「15の号」と記載したが、これはメキシコEPAの品目別規則に基づいている2002年版HSにおける数である。(2002年版HSについては、実行関税率表2006年4月版 (https://www.customs.go.jp/tariff/2006_4/data/print_28.htm, 2021年1月21日閲覧) を参照のこと。) 2021年1月現在用いられている2017年

図4-5

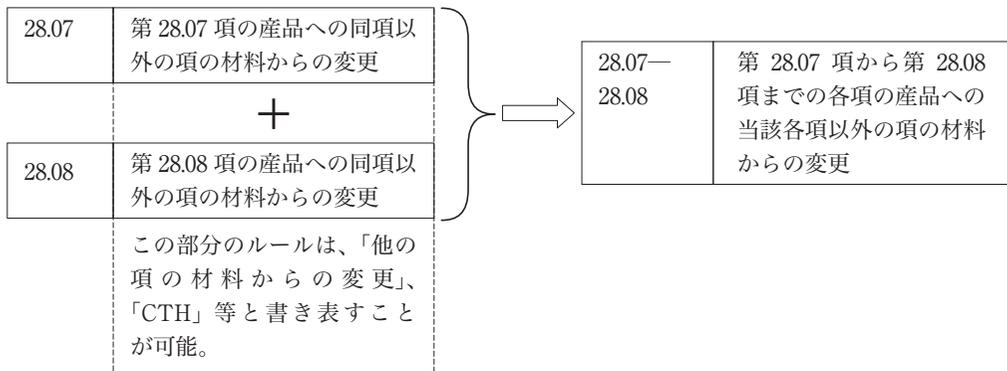
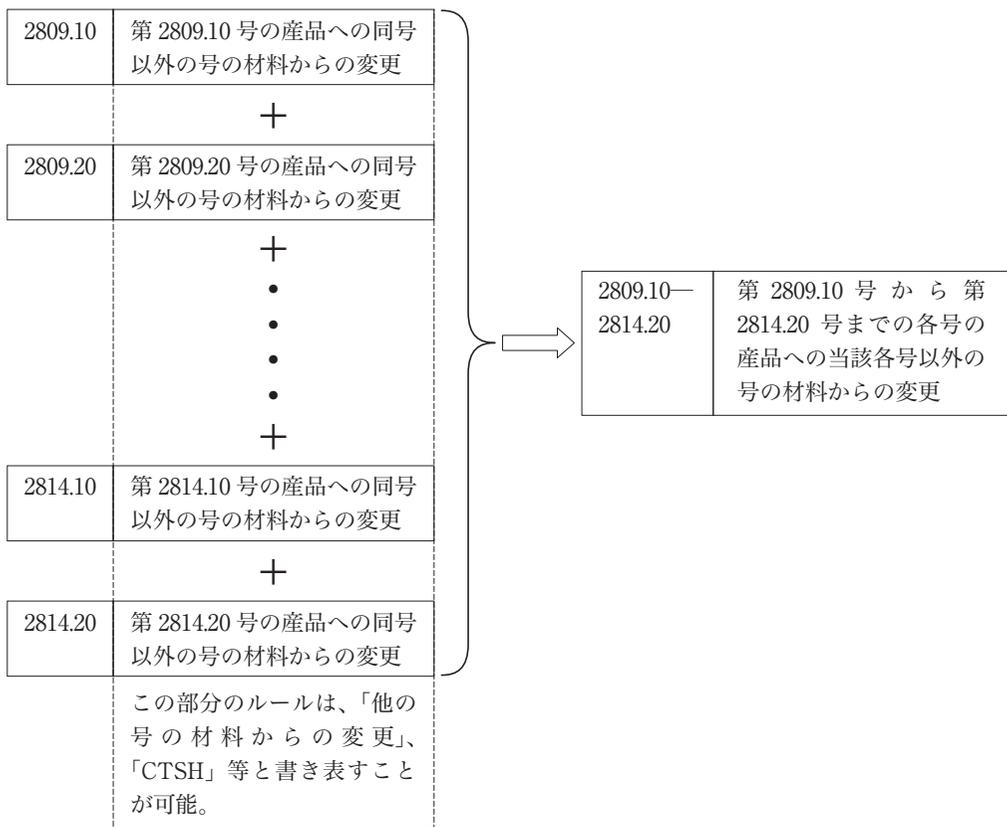


図4-6



[第 2809.10 号：第 2809.10 号の産品への同号以外の号の材料からの変更]、

[第 2809.20 号：第 2809.20 号の産品への同号以外の号の材料からの変更]、

・
・
・

[第 2814.10 号：第 2814.10 号の産品への同号以外の号の材料からの変更] 及び

[第2814.20号：第2814.20号の産品への同号以外の号の材料からの変更]
という15本のルールを組み合わせたものであると解することが可能である。

組み合わせるに当たっては、「同号以外の号」という表現をそのまま用いたのでは意味が不明確になることから、「(各号の産品への) 当該各号以外の号…」という表現に変えていると解される。

③ 2936.10-2938.90に係るルール

これらの号に対するルールは、

第2936.10号から第2938.90号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、

第2936.10号から第2938.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が50%以上であること。

であり、これは、前半の

第2936.10号から第2938.90号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更・・・(1)

という部分と、後半の

第2936.10号から第2938.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が50%以上であること。・・・(2)

という部分とが、上記(5)において述べた同格ルールの関係にある。

今、前半の(1)に着目して考えてみる。更にこの(1)に関して、第2936.10号についてのみ考えてみると、次のように読み替えることが可能である。

第2936.10号から第2938.90号までの各号(=第2936.10号)の産品への当該各号(=第2936.10号)の産品が属する項(=第29.36項)以外の項の材料からの変更・・・(3)

また、「第2936.10号から第2938.90号までの各号」に含まれる第2937.11号及び第2938.10号に関して、(1)を読み替えてみると、それぞれ次のようになる。

第2936.10号から第2938.90号までの各号(=第2937.11号)の産品への当該各号(=第2937.11号)の産品が属する項(=第29.37項)以外の項の材料からの変更・・・(4)

第2936.10号から第2938.90号までの各号(=第2938.10号)の産品への当該各号(=第2938.10号)の産品が属する項(=第29.38項)以外の項の材料からの変更・・・(5)

では、これら読み替えた後の(3)、(4)及び(5)を用いて、(1)を考えてみると、第2936.10号から第2938.90号までの25の号(2002年版HSにおける数。2017年版HSにおいては21の号が存在する。)のそれぞれに対する

[第2936.10号：第2936.10号の産品への第29.36項以外の項の材料からの変更]、

[第2936.21号：第2936.21号の産品への第29.36項以外の項の材料からの変更]、

版HSにおいては、第2809.10号から第2814.20号までの号の数は22である。

・
・

[第2937.11号：第2937.11号の産品への第29.37項以外の項の材料からの変更]、

・
・

[第2938.10号：第2938.10号の産品への第29.38項以外の項の材料からの変更] 及び

[第2938.90号：第2938.90号の産品への第29.38項以外の項の材料からの変更]

という25本のルールを組み合わせたものであると解することが可能である。

これら25本のルールの中の最初の

[第2936.10号：第2936.10号の産品への第29.36項以外の項の材料からの変更]、

を視覚化してみると図4-7の通りとなる。

同図を見ても分かる通り、この「第2936.10号の産品への第29.36項以外の項の材料からの変更」というルールは、「他の項の材料からの変更」又は「CTH」と書き表すことが可能なルールである。

④2939.43-2939.49に係るルール

これらの号に対するルールは、

第2939.43号から第2939.49号までの各号の産品への第2939.43号から第2939.49号まで以外の号の材料からの変更・・・(#)

であり、第2939.43号及び第2939.49号の2つの号（2002年版HSにおける数。2017年版HSにおいては3つの号が存在する。）のそれぞれに対するルールを一まとめにしたものである。

上記の(#)のルールを、今、第2939.43号についてのみ記載してみると、

第2939.43号の産品への第2939.43号から第2939.49号まで以外の号の材料からの変更・・・(#1)

となる。

この(#1)のルールを視覚化すると図4-8の通りとなる。

(#1)における「第2939.43号から第2939.49号まで」とは、同図の網掛けをした部分であり、したがって、「第2939.43号から第2939.49号まで以外の号の材料からの変更」とは、同図の白抜きの部分からの変更を意味し、○印を付した直線の矢印に相当することとなる。

一方、「第2939.43号から第2939.49号まで以外の号の材料からの変更」が実質的変更ということは、言い換えると、「第2939.43号から第2939.49号までの号の材料からの変更」は実質的変更とはならないということであり、第2939.43号に当てはめて考えると、同じ第2939.43号から、又は、第2939.49号からの変更（網掛けの部分から網掛けの部分への変更）は実質的変更はならず、同図の×印を付した曲線の矢印に相当することとなる。

以上を別の表現を用いて書き表すと、

第2939.43号の産品への他の号（第2939.49号を除く。）の材料からの変更・・・(#2)

となる。

図4-7

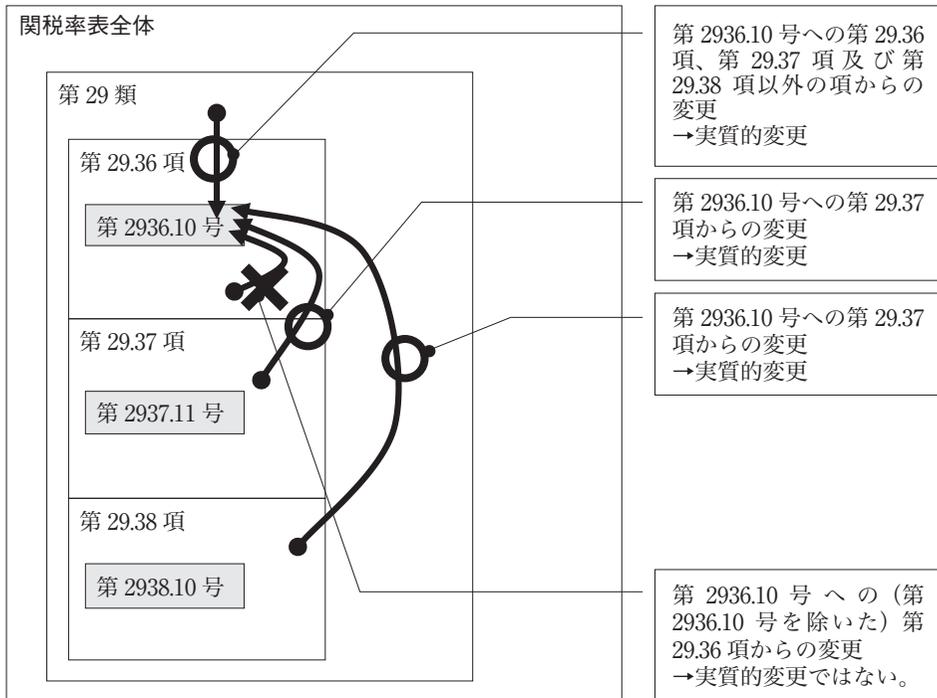
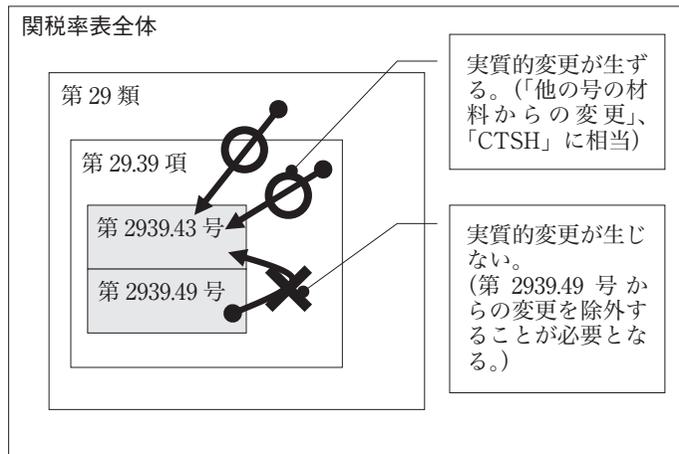


図4-8



同様に、(＃)のルールを第2939.49号に関して(＃2)と同様のスタイルで書き表すと、
第2939.49号の産品への他の号(第2939.43号を除く。)の材料からの変更・・・(＃3)となる。

すなわち、第2939.43号及び第2939.49号のそれぞれに対応するルールは異なるものであるが、「複数項・号一括規定方式」の下で、ひとまとまりのルールとして(＃)のように書き表すことが可能となっている訳である。

表4-19

(省 略)		
2208.90	第 2208.90 号の合成清酒若しくはみりんへの他の項の材料からの変更及び域内原産割合が50%以上であること、第 2208.90 号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第8類又は第20類の材料からの変更を除く。）又は、第 2208.90 号のその他の産品（合成清酒、みりん及び飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）を除く。）への他の項の材料からの変更（第 22.07 項の材料からの変更を除く。）	
(省 略)		
46.01	第 46.01 項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第 14 類の材料からの変更を除く。）、第 46.01 項の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更（第 14 類の材料からの変更を除く。）又は、第 46.01 項の産品（いぐさ製品を除く。）への第 14 類の材料からの変更及び域内原産割合が50%以上であること。	
(省 略)		

(7) 「個別細分規定方式」

上記 (1) の表4-8及び (6) の表4-17において示した通り、メキシコEPAの品目別規則は、品名は記載せずに、項又は号の番号とそれらに対応するルールを規定するという方式を採用している。しかしながら、それらの中には、項又は号を複数の細分に分割して各細分にルールを規定したものもある。

このスタイルは14本のEPAのすべてにおいて採用されており、また、TPP11協定においても採用されているが、日EU EPAには採用されていない。本書においては、このスタイルのことを「個別細分規定方式」と呼ぶこととする。

メキシコEPAにおける「個別細分規定方式」に基づき記載されたルールの事例を表4-19に掲げる。(2つ掲げたルールのうち、1つ目はHSの号を分割して細分を設けている事例であり、2つ目はHSの項を分割して細分を設けている事例である。)

では、表4-19のうち、第2208.90号のルールを用いて、「個別細分規定方式」に基づき記載されたルールの読み方について考えてみよう。

第2208.90号のルールは見た目はやや複雑であるが、極めて単純化すると『A、B又はC』という形式となっている。すなわち、

- A : 第2208.90号の合成清酒若しくはみりんへの他の項の材料からの変更及び域内原産割合が50%以上であること
- B : 第2208.90号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第8類又は第20類の材料からの変更を除く。）
- C : 第2208.90号のその他の産品（合成清酒、みりん及び飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。）を除く。）への他の項の材料からの変更（第22.07項の材料からの変更を除く。）

という3つの細分（下線部）及びそれに対応するルールを並列して記載したものとなっている。
では、この「個別細分規定方式」に係る補足説明を以下に掲げる。

① 上記（1）に掲げた品名を記載する方式との違い

上記（1）において品名を記載する方式について説明を行ったが、「個別細分規定方式」においても「細分」の範囲を確定するための「品名」が記載されていることから、この両者に何か違いがあるのかと思われるかもしれない。

結論から述べれば、広い意味において両者は同等のものと言い得る。しかしながら、品名欄又は番号欄に品名を記載する方式と、ルールを記載する欄に（必要な場合に）細分の範囲を確定するために品名を記載する方式とでは、外形的には大きく異なるように見えることから、本書においてはその差を強調するとの観点から異なるものとして取り扱うものである。

② 上記（5）に掲げた「同格ルール」との違い

上で述べた通り、「個別細分規定方式」に基づくメキシコEPA第2208.90号に係る品目別規則は、

「A、B又はC」

というスタイルとなっている。

一方、上記（5）に掲げた「同格ルール」においても、

「A又はB」、「A、B又はC」

といったスタイルを採っているところ、一見すると両者の間に違いはないように思えるかもしれないが、両者の間には大きな違いがある。

まず、「個別細分規定方式」の下での

「A、B又はC」

とは、「A」の部分に細分（品目）「a1」とそれに対応するルール「a2」を規定し、「B」の部分に細分「b1」とルール「b2」を規定し、「C」の部分に細分「c1」とルール「c2」を規定するというものである。

一方、「同格ルール」の下での

「A、B又はC」

とは、同一の品目（例えばP）に対して「A」、「B」及び「C」という3つのルールを適用することが可能であり、これら3つのルールのうちどれか1つが満たされたら、原産品としての資格を得ることが可能となるというものである。

すなわち、「A、B又はC」が、「細分（品目）＋ルール」を表しているか、「ルールのみ」を表しているかという違いがあることとなる。

③ ルールの書き表し方の差異

この（7）の初めの部分において、「個別細分規定方式」に基づくルールにおいては「A、B又はC」というスタイルとなっていると述べたが、実は、EPAによって書き方が異なったものとなっている。

表4-20

2208.90	<p>第2208.90号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が40%以上であること。</p> <p>第2208.90号の産品（飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が1%未満のものに限る。））への他の類の材料からの変更（第8類又は第20類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第2208.90号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第22.07項の材料からの変更を除く。）</p>
---------	--

例えば、フィリピンEPA第2208.90号の品目別規則も「個別細分規定方式」に基づいたものとなっているが、表4-20に掲げるルールとなっている。

同表を見ると「メキシコEPAの規定と比べると、合成清酒又は料理用酒（みりん）に係るルールのうち、原産資格割合の値が異なるという違いはあるが、他に異なる点はないのではないか」と思われたかもしれない。

しかしよく見ると、極めて細かい差異ではあるが、次のような違いがあることが見て取れる。すなわち、メキシコEPAにおいては、

『A、
B又は
C』

となっているのに対し、フィリピンEPAにおいては、

『A
B
C』

というように、メキシコEPAにはあった「、」「又は」という繋ぎの言葉が用いられていない。

この「、」「又は」という繋ぎの言葉を用いているのは、14本のEPAのうち、メキシコEPA及びマレーシアEPAであり、残りの12本のEPA及びTPP11協定においては、「、」「又は」という繋ぎの言葉を用いないスタイルが採用されている。

この「、」「又は」という繋ぎの言葉の使用の有無に関しては、両者の間に実質的な意味の違いはなく、単に書き表し方の違いであると解される。

4. 内容的に特徴のあるルール

(1) アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

① 概要

マレーシアEPAの品目別規則に関し、一部の品目（第16類、第18類～第20類、第50類～第63類の一部）において、東南アジア諸国連合の加盟国（以下、「アセアン加盟国」という。）である第三国¹¹²において生産された材料に限り、関税分類変更基準の要件を緩和した特別な

¹¹² 当事国以外の国を意味するものである。マレーシアEPAの下における当事国は日本及びマレーシアであることから、その両国以外の国がここでいう「第三国」となる。なお、「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」の下においては、「アセアン加盟国である第三国」が考慮の対象であり、「アセアン加盟国である」という条件が付されていることから、結局、マレーシア以外のアセアン加盟国の9カ国が検討の対象と

ルール（本書においては、「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」と呼ぶ。）を定めており、その例として以下のような規定が挙げられる。

第20類の注釈：

第20.01項、第20.06項、第2003.10号から第2005.90号までの各号及び第2009.80号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

第20.01項の産品に係る品目別規則：

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）・・・(*)

この「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」は、日本のEPAにおいては、マレーシアEPAにおいて初めて導入されたルールであり、それ以外には、シンガポール、フィリピン、タイ、ブルネイ及びインドネシアの各EPAにおいて採用されている。

それでは、同ルールの解釈について、以下に説明を加えることとする。

② アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールの意味

上記①に掲げた「第20類の注釈」及び「第20.01項の産品に係る品目別規則」を用いて本ルールの解釈の方法について考えてみよう。

(a) 第20.01項の産品に係る品目別規則の解釈

上記の(*)のルールは、

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の材料からの変更を除く。）・・・(*1)

というルールと、

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更・・・(*2)

というルールとの中間に位置付けることが可能である。この説明を以下に行う。

なり得る。

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

(*2) のルールの下では、第20類の非原産材料から本品を生産しても原産資格は付与されないが、他の類の非原産材料から本品が生産された場合には原産資格が付与されるというものであり、よって、第7類の非原産材料を使用してX国において第20.01項の製品を生産した場合には、その要件を満たすことから、X国の原産品と認めることが可能となる。

一方、(*1) のルールの下では、第7類の非原産材料を使用してX国において第20.01項の製品を生産した場合には——第7類の材料からの変更を除外していることから、その要件を満たさないこととなり——X国の原産品と認めることはできない。

ここで(*) のルールに戻ってみると、

イ. 他の類に属する非原産材料を使用してX国（マレーシアEPAの下であることから、日本又はマレーシア）において第20.01項の製品を生産した場合には、原則として、X国の原産品と認めることが可能であるが、

ロ. 使用する非原産材料が第7類又は第8類に属する場合には、

(イ)当該使用する非原産材料がアセアン加盟国である第三国の産品である場合に限って、生産された第20.01項の産品はX国の原産品と認めることが可能であり、

(ロ)当該使用する非原産材料がアセアン加盟国である第三国の産品でない場合には、生産された第20.01項の産品はX国の原産品と認めることはできない

こととなっている。

ここで図4-9の例を見てみると、マレーシアで酢漬けのきゅうり（第20.01項）を製造する場合において、アセアン加盟国であるベトナムで収穫されたきゅうり（第07.07項）をマレーシアに輸入して使用する場合には、(*) で規定された

第7類・・・の非原産材料（=きゅうり）を使用する場合には、**当該非原産材料**（=きゅうり）のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国**（=ベトナム）において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。

という要件を満たしており、したがって（他の所定の要件が満たされる場合には）原産資格が付与される。

では、アセアン加盟国以外の国（例えば、インド）産の第7類又は第8類の物品を使用した場合はどうであろうか。

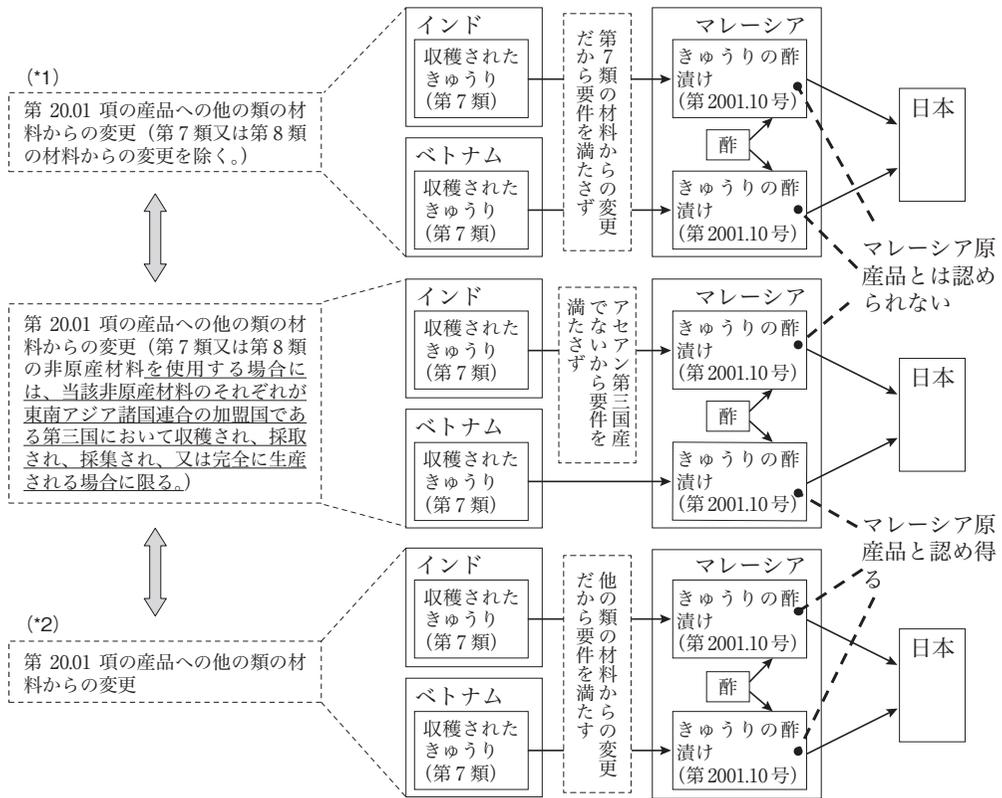
この場合には、(*) のうちのカッコ書きの要件を満たしていないことから、原産資格は付与されないこととなる。

すなわち、きゅうりの酢漬けの例で言えば、例えば、インド産のきゅうりを輸入してマレーシアで酢漬けのきゅうりを製造しても、(*) で規定された

第7類・・・の非原産材料（=きゅうり）を使用する場合には、**当該非原産材料**（=きゅうり）のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国**（=マレーシア以外のアセアン加盟国）において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

という要件（二重下線部）を満たしていないことから、マレーシア原産の資格は付与されないこととなる。

図4-9



このアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールの中の品目別規則におけるルールは、冒頭でも述べたとおり、アセアン加盟国である第三国において生産された材料に限って関税分類変更基準の適用要件を緩和した、関税分類変更基準の一変形であり、ある意味においては加工工程基準的な性格を有していると解することも可能と考えられる。

(b) 第 20 類の注釈の解釈

注釈のパラグラフ (a) において、

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

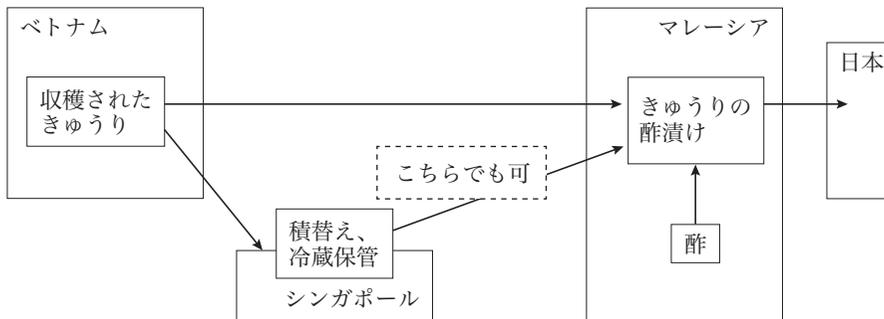
- (i) 当該第三国からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

と規定されている。

上述のきゅうりの酢漬の例を用いて本パラグラフを読み替えてみると、

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 (=ベトナム) において収穫され、採取され、

図4-10



採集され、又は完全に生産される非原産材料（=きゅうり（第07.07項））は、**当該非原産材料**（=きゅうり（第07.07項））が**産品**（=きゅうりの酢漬け（第20.01項））の生産に使用される**締約国**（=マレーシア）の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) **当該第三国**（=ベトナム）からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための**他の第三国**（=例えば、シンガポール¹¹³）を經由した輸送。ただし、**当該他の第三国**（=シンガポール）において積卸し及び**当該非原産材料**（=きゅうり）を良好な状態に保存する**その他の作業**（=例えば、冷蔵倉庫での保管）以外の作業が行われていない場合に限る。

以上を図示すると、図4-10のとおりとなるが、同図を見ると分かるとおり、このパラグラフ(a)の規定は、「積送基準」（第1部第2章第3節1.(2)又は第3部第2章第3.8条の説明を参照のこと）に類似の概念を規定したものである。

なお、注釈のパラグラフ(b)の規定は、上述のきゅうりの酢漬けの例においては該当しない。

(c) 原産地証明書における記載

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールを適用してマレーシア原産品と認められる産品に關しては、マレーシアEPAに基づく原産地証明書の第4欄に、当該第三国の名称及び使用した材料の名称を記載することとされている。

③ その他のルールの解釈

以上がアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールに係る基本的な説明であるが、他の分野の品目にも同様の規定があり、それらの代表的なものについて若干の説明を加える。

(a) 第16類の物品

第16類の注釈において、以下のように規定されている。

113 ここでは、「他の第三国」をアセアン加盟国であるシンガポールとしたが、文言上、アセアン加盟国である必然性はなく、例えば、インドのようなアセアン加盟国以外の第三国であっても良いものと解される。

第1604.13号、第1604.15号から第1604.20号までの各号及び第1605.20号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

そして、例えば第1604.13号の物品に係る品目別規則において、以下のように規定されている。

第1604.13号の製品への他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

これらの規定について、以下に考察を加える。

(i) 第16類の注釈について

この規定は以下のような構造になっている。（マレーシアの原産品であるかないかを判断する場合を想定する。）

【第A号】の適用上、【アセアン第三国】の非原産材料は、【マレーシア】の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該アセアン第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、・・・場合に限る。

すなわち、注釈に掲げられた各号においては、アセアン第三国産の非原産材料に関しては、当該第三国からマレーシアまで積送基準類似の要件を満たすことが必要であることが、この注釈により規定されている。

より具体的に見てみると、例えば第1604.13号の物品に関して、以下のように読み替えることが可能である。

第1604.13号、第1604.15号から第1604.20号までの各号及び第1605.20号（＝第1604.13号）の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝例えば、ベトナム）の領域において漁ろうにより得られる非原産材料（＝非原産の第3類のいわし）又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝例えば、ベトナム）において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国（＝ベトナム）の領海に

属しない海から得られる**非原産材料**（＝非原産の第3類のいわし）は、**当該非原産材料**（＝非原産の第3類のいわし）が**産品**（＝例えば、いわしの缶詰）の生産に使用される**締約国**（＝マレーシア）の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) **当該第三国**（＝ベトナム）からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための**他の第三国**（＝例えば、シンガポール）を經由した輸送。ただし、**当該他の第三国**（＝シンガポール）において積卸し及び**当該非原産材料**（＝非原産の第3類のいわし）を良好な状態に保存する**その他の作業**（＝例えば、冷蔵倉庫における保管）以外の作業が行われていない場合に限る。

(ii) 第1604.13号の物品に係る品目別規則について

この規定は以下のような構造になっている。（マレーシアの原産品であるかないかを判断する場合を想定する。）

第1604.13号の産品（＝例えば、いわしの缶詰）への他の類の材料からの変更（**第3類の非原産材料**（＝いわし）を使用する場合には、**当該非原産材料**（＝いわし）のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国**（＝例えば、ベトナム）の領域（＝領海、河川、湖等）において漁ろうにより得られ、又は**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国**（＝ベトナム）において登録され、かつ、**当該第三国**（＝ベトナム）の旗を掲げて航行する船舶により**当該第三国**（＝ベトナム）の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

上記において、「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ」と、「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られ」のそれぞれが意味上のひとかたまりとなっている。

したがって、上記は、（マレーシアにとって）非原産の第3類のいわしを使用する場合には、ベトナム（等のアセアン第三国）の領域内で漁獲されたいわしか、ベトナム（等のアセアン第三国）の船舶¹¹⁴がベトナム（等のアセアン第三国）の領海の外の海で漁獲したいわしでなければならない、という要件を課したものである。

ここで、第16類の注釈及び第1604.13号の物品に係る品目別規則に係る上記の説明を合わせると、以下のとおりとなる。

原則：他の類（第3類を除く。）の材料からの変更が行われた場合に原産資格を付与。

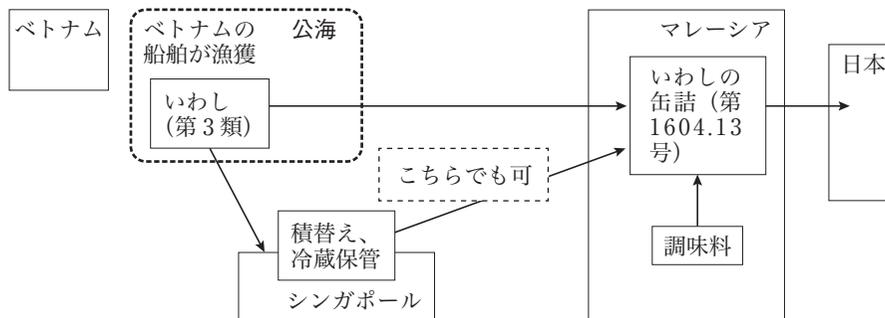
→ただし、以下の場合（図4-11）には、第3類の材料からの変更が行われても原産資格を付与。

イ. 当該第3類の材料が、

(i) アセアン第三国の領域（＝領海、河川、湖等）で漁獲された場合、又は、

114 ここで言う「アセアン第三国の船舶」の定義は、「アセアン第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶」である。これは、マレーシアEPAにおける「締約国の船舶」の定義（同EPA第27条（d））の方法とは異なるものであり、「締約国の船舶」の定義は、当該船舶により漁獲された魚が締約国の原産品と認められるための要件としての定義であるのに対し、「アセアン第三国の船舶」の定義は、アセアン第三国産材料の使用の許諾に係るものであり、その目的は異なったものである。

図4-11



(ロ) アセアン第三国の船舶（当該アセアン第三国に登録し、かつ、当該アセアン第三国の旗を掲げて航行する船舶）により、当該アセアン第三国の領海外の海で漁獲された場合

であって、かつ、

ロ. 当該第3類の材料が、

(イ) 上記のアセアン第三国¹¹⁵から締約国（例えば、マレーシア）に直接輸送された場合、又は、

(ロ) 積替え又は一時蔵置のため他の第三国を経由して（例えば、マレーシアに）輸送されていても、当該他の第三国において加工・製造等が行われていない場合

(b) 第2005.51号から第2005.90号までの物品

第20類の注釈において、以下のように規定されている。

第20.01項、第20.06項、第2003.10号から第2005.90号までの各号及び第2009.80号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であって製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から

¹¹⁵ 本文のイ、(ロ)が適用される場合において、この「アセアン第三国」とは、同(ロ)に言う「アセアン第三国の船舶」に対応するものと解される。したがって、ロ、(イ)においては、当該アセアン第三国の船舶が漁獲後どこにも寄港せずにマレーシアに到着する場合を想定しており、ロ、(ロ)においては、当該アセアン第三国の船舶が漁獲後他の第三国の港に寄港したとしてもそこで何も加工・製造等を行っていない場合を想定していることとなる。

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

生産されるものに限る。

また、第2005.51号から第2005.90号までの産品に係る品目別規則において、

第2005.51号から第2005.90号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）・・・(#)

と規定されている。

これらの号の産品に関しては、上記②において説明した「きゅうりの酢漬け」と同様に解釈できるのではないかと、思われるかもしれないが、「きゅうりの酢漬け」の事例とは若干異なっているところ、以下に説明を加える。

「きゅうりの酢漬け」に使用される非原産材料である「きゅうり」は、第20.01項の産品に係る品目別規則である

第20.01項の産品への他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において**収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合**に限る。）

のうちのゴシック体の部分に該当するものである。

すなわち、ここでいう

・・・第三国において**収穫され、採取され、採集され**・・・る場合

という部分は、いわゆる「完全生産品」に該当するような「野菜」「果物」を想定した規定であることが見て取れよう。

一方、同じ規定中の（又は、第2005.51号から第2005.90号までの産品に係る品目別規則中の）

・・・第三国において・・・**完全に生産される場合**

という部分は、いわゆる「完全生産品」を更に加工して得られる材料を想定したものと解される。

では、この『いわゆる「完全生産品」を更に加工して得られる材料』の例として、乾燥した小豆（第07.13項）を採り上げ、当該乾燥した小豆（第07.13項）を用いて餡（第2005.51号）を生産する場合（図4-12）に基づき、上記の（#）の規定について解説を加えることとする。

規定の解釈を行うに当たり、この「生鮮の小豆」及び「乾燥した小豆」が、それぞれどこで生産されるか、という観点から、場合分けを行う必要があり得ることに留意しなければならない。

すなわち、図4-13に掲げるように、両者が同一の「アセアン第三国」において生産される場合もあれば、図4-14のようにそれぞれが異なる「アセアン第三国」において生産される場合も想定される。（なお、この場合分けは、あくまで概念としての可能性について述べるものであり、商業的にそのような生産が存在するかどうかを問うものではない。）

では、なぜ、このような想定が必要なのかを、第20類の注釈パラグラフ（b）を用いて説明しよう。

図4-12

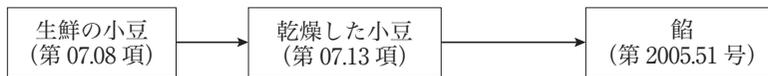


図4-13

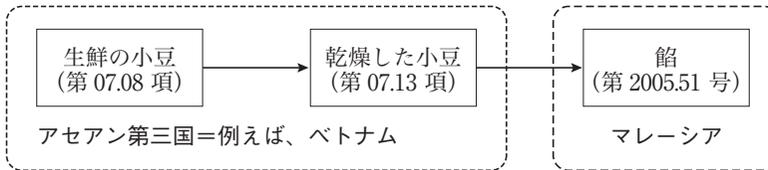
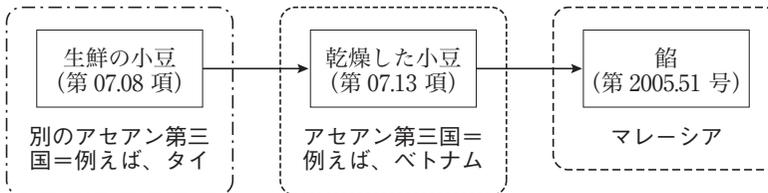


図4-14



(i) 第20類の注釈パラグラフ (b) の解釈

図4-13と図4-14の共通部分（すなわち、ベトナム産の乾燥した小豆を使用してマレーシアで餡を製造する）に基づく場合、本規定は以下のように読み替えることが可能である。

東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝ベトナム）において完全に生産される非原産材料であって産品（＝餡（第2005.51号））の生産に使用されるもの（＝乾燥した小豆（第07.13項））は、いずれかの締約国（＝日本又はマレーシア）又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝？）の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料（＝生鮮の小豆（第07.08項））から生産されるものに限る。

すなわち、「乾燥した小豆」の材料である「生鮮の小豆」は、日本、マレーシア、「アセアン第三国」のいずれかの産品であることが条件となっているが、この「アセアン第三国」（上記においては、『（＝？）』と結んだ2番目の「第三国」）をどのように解釈するか、という点が問題となる。

結論から言えば、1番目の「第三国」と2番目の「第三国」とは、アセアン加盟国である限りにおいては異なった国であっても構わないものと解される。

その理由は、2番目の「第三国」が、単に「第三国」という表現だからである。仮に1番目の「第三国」＝2番目の「第三国」とする場合には、2番目の「第三国」は、必ず

「当該第三国」

と規定されなければならない¹¹⁶。ここでは「当該」がないことから、1番目の「第三国」と2番目の「第三国」とは同一の国である必要はないこととなる。

116 協定の英文では、a non-originating material produced entirely in a third State which is a member country of the ASEAN and used in the production of a good shall be limited to those produced from materials harvested, picked or gathered in the territory of either Country or a third State which is a member country of the ASEAN と規定されており、the third Stateではなく、a third Stateとなっていることから、この点はより明白になっている。

図4-15

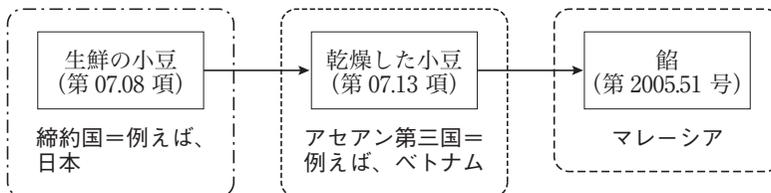
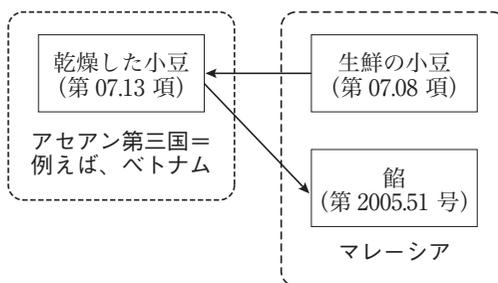


図4-16



結局、図4-13から図4-16までの4例が許容されるものと解される。

(ii) 第20類の注釈パラグラフ (a) の解釈

上述の4つの図の事例に関し、本規定は以下のように読み替えることが可能である。

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 (=ベトナム) において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料 (=乾燥した小豆 (第07.13項)) は、当該非原産材料 (=乾燥した小豆 (第07.13項)) が産品 (=餡 (第2005.51号)) の生産に使用される締約国 (=マレーシア) の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 当該第三国 (=ベトナム) からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国 (=例えば、シンガポール (又はインド)¹¹⁷) を経由した輸送。ただし、当該他の第三国 (=シンガポール (又はインド)) において積卸し及び当該非原産材料 (=乾燥した小豆 (第07.13項)) を良好な状態に保存するその他の作業 (=例えば、乾燥) 以外の作業が行われていない場合に限る。

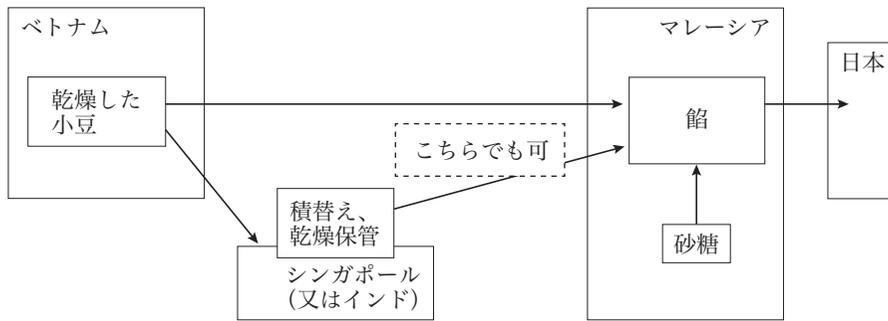
(iii) 第2005.51号の産品に係る品目別規則の解釈

上記の小豆の餡の事例に関し、(＃) の規定は以下のように読み替えることが可能である。

第2005.51号から第2005.90号までの各号の産品 (=餡 (第2005.51号)) への他の類の材料からの変更 (第7類の非原産材料 (=非原産の乾燥した小豆 (第07.13項))) を使用する場合には、当該非原産材料 (=非原産の乾燥した小豆 (第07.13項)) のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 (=ベトナム) において収穫され、採取され、

117 この経由する「第三国」は、アセアンの加盟国又は非加盟国のいずれでも構わないものと解される。

図4-17



採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

この概念を図示すると、図4-17の通りとなる。

(c) 繊維製品（第50類～第63類）

従来的一般特惠原産地規則における繊維製品に係る品目別規則においては、いわゆる「2工程ルール」（詳細は、下記（6）参照）が採用されている。

マレーシアEPAの繊維製品に係る品目別規則においては、この2工程ルールを部分的に緩和するようなルールが策定されている。

以下に、具体的に見ていくこととする。

(i) 第11部注釈2の解釈

まず、第11部の注釈2において、以下のように規定されている。

第50.07項、第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.08項から第55.16項までの各項、第56.04項から第56.09項までの各項、第57.01項から第57.05項までの各項、第58.01項から第58.11項までの各項、第59.02項、第59.10項、第60.01項から第60.06項までの各項、第61.01項から第61.17項までの各項、第62.01項から第62.17項までの各項及び第63.01項から第63.10項までの各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において、完全にカードし、若しくはコムされ、紡績され、浸染し、若しくはなせんされ、製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国の領域からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

この規定は、長文であることもあり、その構造が分かりにくいことから、簡略化してみると概ね以下のようなものになっている。（マレーシアの原産品であるかないかを判断する場合を想定する。）

図4-18

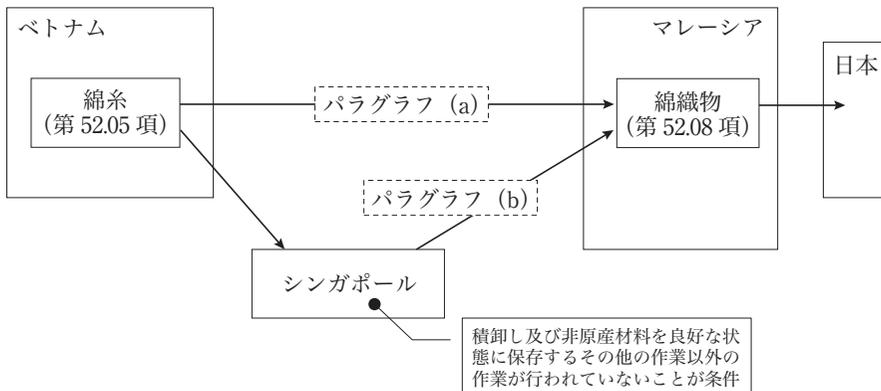
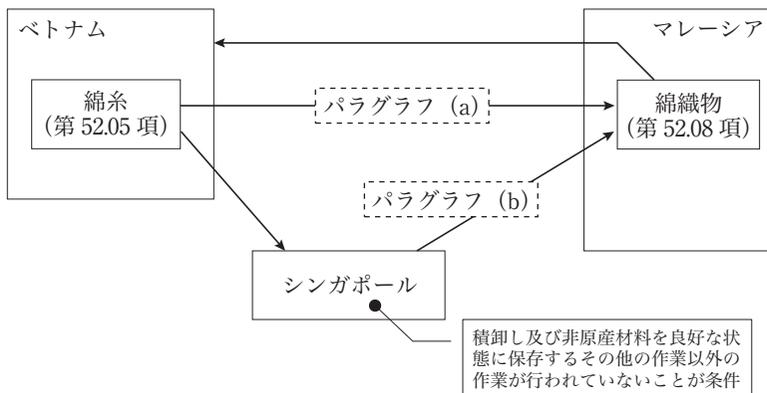


図4-19



【第A項】の適用上、【日本】又は【アセアン第三国】の領域において、【○○という工程が施された】非原産材料は、【マレーシア】の領域に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (i) 【日本】又は当該【アセアン第三国】からの直接輸送
- (ii) 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、・・・場合に限る。

すなわち、注釈に掲げられた各項においては、【日本】又は【アセアン第三国】の領域において、【○○という工程が施された】非原産材料に関しては、【日本】又は当該【アセアン第三国】からマレーシアまで積送基準に類似した要件を満たすことが必要であることが、この注釈により規定されている。

では、ベトナム又は日本において生産した綿糸（第52.05項）を用いてマレーシアにおいて綿織物（第52.08項）を生産する場合を例にとり、この注釈の内容を、図示してみると、図4-18又は図4-19の通りとなる。

次に個々の項に係る品目別規則の代表的な例を見てみる。

(ii) 第52.08項から第52.12項までの産品に係る品目別規則の解釈

例えば、第52.08項から第52.12項までの産品に係る品目別規則において、以下のように規定されている。

第52.08項から第52.12項までの各項の産品への第52.08項から第52.12項まで以外の項の材料からの変更（第52.04項から第52.07項までの各項の非原産及び材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第52.08項から第52.12項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織されること（第52.08項から第52.12項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。…（*）

この規定は、まず、

『第52.08項から第52.12項までの各項の産品・・・なせんされた場合に限る。』…（*1）

というルールと

『産品が浸染し、・・・各項の産品への関税分類の変更を必要としない。』…（*2）

というルールの2つが『又は』で並置された同格ルール（上記3.（5）参照）であり、（*1）及び（*2）のいずれかを満たせば、原産品としての資格を得ることが可能となる。

次いで、（*）の規定を読み解くこととするが、その前に1つ準備をしておこう。

（*）の規定の中には、「第52.08項から第52.12項までの」及び「第52.04項から第52.07項までの」というHSの項番号が列挙された箇所がある。前者は綿織物が属する項番号を、後者は綿糸が属する項番号を、それぞれ表している。

EPAの繊維製品に係る品目別規則においては、この様に項番号が列挙されたものが多くあり、その結果、そのような品目別規則がかなり理解しづらいものになっているとも言える。

記載されている項番号が具体的にどのような品目を表しているかということについては、実行関税率表（<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>）により確認する必要があるが、HSの第50類から第55類までにおいて、糸及び織物が各類のどの項に属するかについての早見表を表4-21に掲げるので、繊維製品に係る品目別規則を読み解く際の参考として活用いただきたい。

それでは（*）の規定を、マレーシアの原産品であるかないかを判断する場合を想定して、読み替えてみると以下の通りとなる。

第52.08項から第52.12項までの各項の産品（＝綿織物）への第52.08項から第52.12項まで以外の項の材料（＝綿織物以外の材料）からの変更（第52.04項から第52.07項までの各項の非原産材料（＝非原産の綿糸）を使用する場合には、当該非原産材料（＝非原産の綿糸）のそれぞれがいずれかの締約国（＝日本）又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝例えば、ベトナム）の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第52.08項から第52.12項までの各項の

表4-21

項番号 類番号	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
第50類 (絹)				糸			織物									
第51類 (羊毛、獣毛)						糸				織物						
第52類 (綿)				糸			織物									
第53類 (植物性繊維)						糸		織物								
第54類 (人造長繊維)	糸					糸	織物									
第55類 (人造短繊維)								糸			織物					

非原産材料 (= 非原産の綿織物) がいずれかの締約国 (= 日本) 若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国 (= 例えば、ベトナム) の領域において製織されること (第52.08項から第52.12項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない)。

これより、(*) の規定については、以下のように解される。

原則：他の項 (第52.08項から第52.12項までを除く。) の材料からの変更が行われた場合に、(マレーシアに) 原産資格を付与。

→ただし、以下の場合には、それぞれに掲げる要件を満たす場合に限り原産資格を付与。

イ. 第52.04項から第52.07項の材料 (綿糸) からの変更が行われた場合には、以下の場合に限り原産資格を付与。

(i) 当該第52.04項から第52.07項の材料が、アセアン第三国 (例えば、ベトナム) 又は相手締約国 (この場合、日本) において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされる場合

であって、かつ、

(ii) 当該第52.04項から第52.07項の材料が、

A. 上記のアセアン第三国 (この場合、ベトナム) 又は相手締約国 (日本) から生産締約国 (マレーシア) に直接輸送された場合、又は、

B. 積替え又は一時蔵置のため他の第三国を経由して (マレーシアに) 輸送されていても、当該他の第三国において加工・製造等が行われていない場合

ロ. 第52.08項から第52.12項までの材料 (綿織物) からの変更が行われた場合には、以下の場合に限り原産資格を付与。

これにより、綿糸→綿織物という変更では、原則として原産品としての資格を得ることができなくなり、繊維→綿糸→綿織物という2工程ルールとなる。しかしながら、アセアン第三国 (又は相手締約国) で指定された工程が行われた材料を使用する場合には、綿糸→綿織物という変更が許容される (すなわち2工程ルールの緩和)。

- (イ) 当該第52.08項から第52.12項までの材料が、アセアン第三国（例えば、ベトナム）又は相手締約国（この場合、日本）で製織され、かつ、（マレーシアにおいて）浸染し、又は、なせんされる場合
- 綿織物から生産する場合においても、アセアン第三国（又は相手締約国）で指定された工程が行われた材料を使用する場合には、原産品としての資格を得ることが可能となる。
- であって、かつ、
- (ロ) 当該第52.08項から第52.12項の材料が、
- A. 上記のアセアン第三国（この場合、ベトナム）又は相手締約国（日本）から生産締約国（マレーシア）に直接輸送された場合、又は、
- B. 積替え又は一時蔵置のため他の第三国を経由して（マレーシアに）輸送されていても、当該他の第三国において加工・製造等が行われていない場合

以上を図に示すと、図4-20から図4-23まで（品目別規則の前半のルール）及び図4-24から図4-25まで（品目別規則の後半のルール）の通りとなる。

なお、上記においては、（*）の規定を具体的に読み替えた

第52.08項から第52.12項までの各項の産品（＝綿織物）への第52.08項から第52.12項まで以外の項の材料（＝綿織物以外の材料）からの変更（第52.04項から第52.07項までの各項の非原産材料（＝非原産の綿糸）を使用する場合には、当該非原産材料（＝非原産の綿糸）のそれぞれが「いずれかの締約国（＝日本）」又は「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝例えば、ベトナム）」の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第52.08項から第52.12項までの各項の非原産材料（＝非原産の綿織物）が「いずれかの締約国（＝日本）」若しくは「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国（＝例えば、ベトナム）」の領域において製織されること（第52.08項から第52.12項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

において、「いずれかの締約国」を「日本」と読み替えた（上記の□を付した部分）ところであるが、これを「マレーシア」と読み替えることは、規定上は妨げられてはいないものと解される。

すなわち、図4-26に掲げるように、非原産の綿花からマレーシア国内で綿糸を生産し、それを用いて同国内で綿織物を生産するという事例である。

では、マレーシアで○○を行ったものが、常にこのアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールの適用を受けるか、という慎重に考える必要があるかもしれない。

図4-26の例で言えば、マレーシア国内で生産された綿糸がマレーシアEPAの下でマレーシアの原産品と認められる場合を想定してみよう。仮に当該綿糸以外に非原産材料が使用されていなければ、最終産品である綿織物は、いわゆる「原産材料のみから生産される産品」として同EPA第28条1(b)の適用を受けることとなる。

図4-20

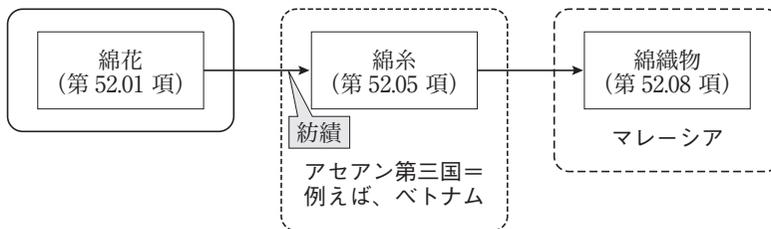


図4-21

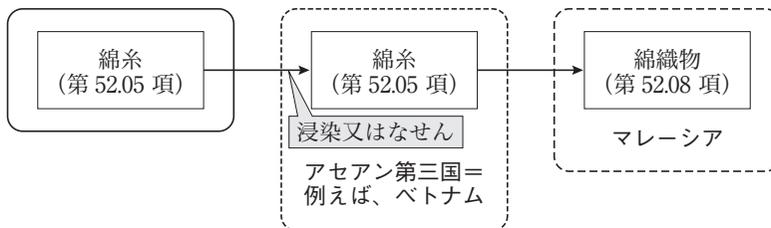


図4-22

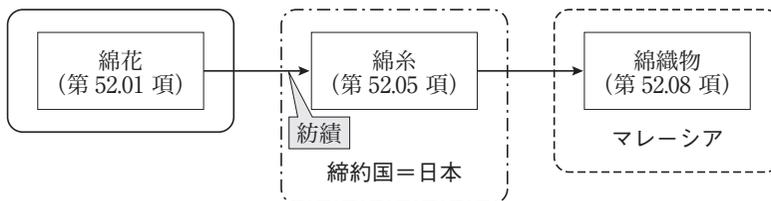


図4-23

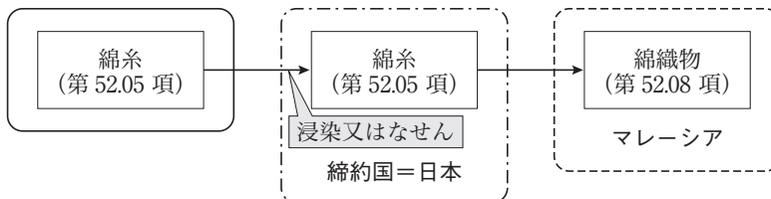
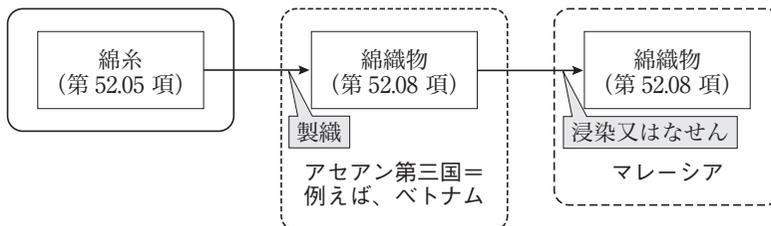
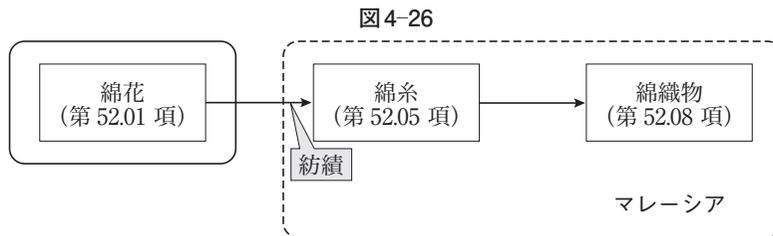
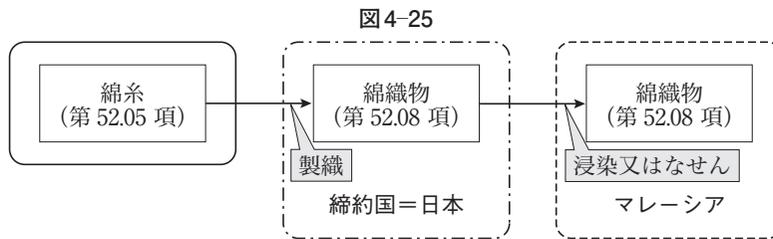


図4-24





このように、原産品であるかないかの判断に当たっては、種々の条件及び関係し得る規定をよく確認する必要がある。

(iii) 第62.01項から第62.11項までの産品に係る品目別規則の解釈

第62.01項から第62.11項までの産品に係る品目別規則において、以下のように規定されている。

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合に限る。）…（*）

この規定中に記載された項番号『第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項』を上記の（ii）に掲げた表4-21を用いて見てみると、『紡織用繊維製の織物』とまとめることができる。

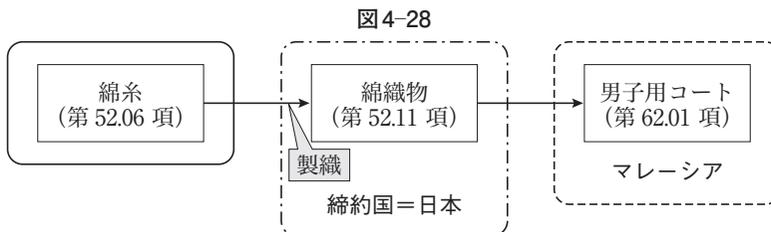
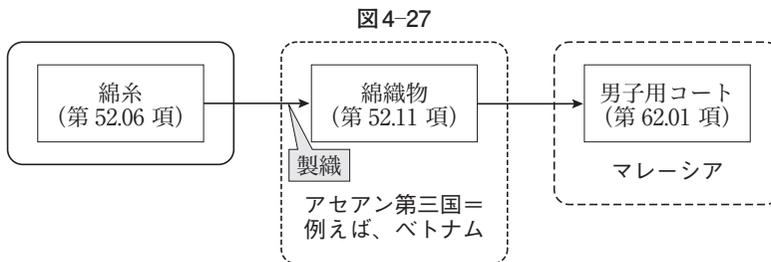
また、同じく規定中の『第60類』は『紡織用繊維製の編物』である。

以上より、この規定の構造は以下の通りとなっていることが分かる。

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更。ただし、【非原産の織物又は編物】を使用する場合には、当該【非原産の織物又は編物】のそれぞれが【日本】又は【例えば、ベトナム】の領域において製織されることを条件とする。これを言い換えると次の通りとなる。

原則：他の類の材料からの変更が行われた場合に（マレーシアに）原産資格を付与。

→ただし、各種紡織用繊維製の織物の項又は各種紡織用繊維製の編物の項の材料からの変更が行われた場合には、以下の場合に限り原産資格を付与。



イ. 当該各種繊維製の織物又は編物の項の材料が、アセアン第三国又は相手締約国（この場合、日本）で製織される場合

であって、かつ、

ロ. 当該各種繊維製の織物又は編物の項の材料が、

(イ) 上記のアセアン第三国又は相手締約国（日本）から生産締約国（マレーシア）に直接輸送された場合、又は、

(ロ) 積替え又は一時蔵置のため他の第三国を経由して（マレーシアに）輸送されていても、当該他の第三国において加工・製造等が行われていない場合

この規定の概念を図示すると図4-27及び図4-28の通りとなる。

④ 補足事項

(a) 「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」とアセアン包括EPAとの関係

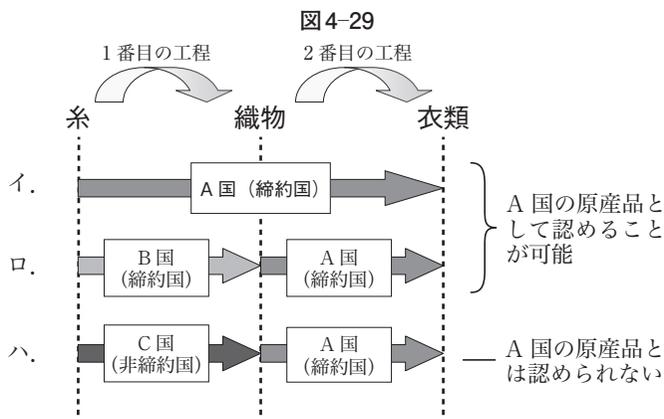
アセアン包括EPAの下では、以下に述べる理由により、「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」は規定されていない。

「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」の下で、使用の許諾の対象となる非原産材料の生産国は、アセアン包括EPAにおいては、品目別規則においてわざわざそのような特別な規定を定めるまでもなく、同EPAにおける累積の規定（又は第24条（c））を適用すれば、同等の効果が得られることとなり、これにより、上記ルールは定めていないものである。

では、どのようなルールが規定されているかを見てみよう。

例えば、第62.04項の産品（女子用のスーツ、ジャケット等（織物製））に係る品目別規則を見てみると、

CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそ



それぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。) … (\$) (下線強調：筆者)

となっている。

このルールを簡略化して示すと、

CC (【非原産の織物又は編物】) を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

となる。

(\$) のルールが表す概念を図示すると図4-29の通りとなる。

同ルールの下では、非原産の織物を材料として使用する場合には、当該織物はアセアン包括EPAの締約国で製織されたものであることが必要となる。言い換えると、アセアン包括EPAの非締約国で製織された非原産の織物を材料として使用した場合には、原産品としての資格を得ることはできないこととなる (図4-29のハ。)

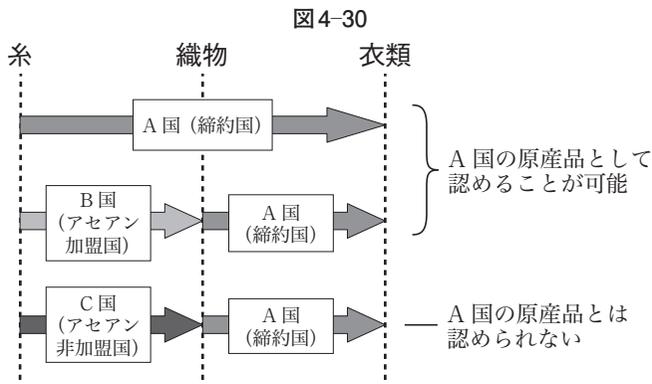
一方、アセアン包括EPAの締約国で製織された非原産の織物を材料として使用した場合には、最終産品は原産品としての資格を得ることが可能となる (図4-29のロ。)

また、最終産品の生産国に非原産の糸を輸入し、同国において製織及び製品化 (裁断・縫製等) の2工程を行った場合には、(\$) のルール中の「CC」の部分を満たすことから、最終産品は原産品としての資格を得ることが可能となる (図4-29のイ。)

以上より、(\$) のルールは、いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の締約国で行われることを許容するものであると言える。

では、上記に対応する二国間EPAの規定はどのようなものであるかという点、例えば、タイEPAの第62.01項-第62.11項の産品に係る品目別規則を見てみると、

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。) (下線強調：筆者)



となっている。(本ルールを图示すると、図4-30の通りである。)

タイEPAにおける『いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において』とは、

「いずれかの締約国」 = 日本又はタイ、

「東南アジア諸国連合の加盟国である第三国」 = アセアン加盟国10カ国のうち、タイを除いた9カ国

であることから、結局

「日本及びアセアン加盟国10カ国の計11カ国のうちのいずれかの国において」

という意味となる。

一方、アセアン包括EPAにおける『一又は二以上の締約国において』とは、

「(アセアン包括EPAの) 締約国」 = 日本及びアセアン加盟国10カ国

であることから、結局

「日本及びアセアン加盟国10カ国の計11カ国のうちの一又は二以上の国において」

という意味となる。

すなわち、アセアン包括EPAの下でのルールは、二国間EPAの下での「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」において享受していた特惠待遇と同等のものを確保したルールであることが理解できる。

(b) 「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」と「累積」との関係

以上に説明した「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」は、第2部第3章において説明した「累積」と混同してしまうかもしれないが、両者は相異なるものであるところ、以下に説明を加える。

上記の②(a)でも述べた通り、アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールのうちの品目別規則におけるルールは、アセアン加盟国である第三国において生産された材料に限って関税分類変更基準の適用要件を緩和した、関税分類変更基準の一変形であり、ある意味においては加工工程基準的な性格を有していると解することも可能と考えられるルールである。

一方、例えばマレーシアEPAにおいて「累積」について規定した第29条1及び2においては、「累積」の対象は、

イ. 締約国 (=日本及びマレーシア) の産品であって最終的な産品の「材料」として使用されるもの (同条1) 又は

ロ. 締約国における生産行為 (同条2)

であって、アセアン加盟第三国の産品はその対象となっていない。

これより、アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールは、マレーシアEPA第29条1及び2に規定する「累積」とは異なるものであることが理解できる。

(注) 筆者の立場は上述の通りであるが、一方で以下のような議論も可能であると考えている。

すなわち、アセアン加盟国である第三国 (図4-30の例で言えば、B国) で製織された非原産の織物を使用して生産された最終産品が原産品としての資格を得ることを可能にするということは、同図において製織及び製品化の両工程をA国で行っている事例と同じ効果をもたらすものである。これは言い換えると、B国で行われている「製織」という生産行為が、あたかも (最終産品が生産される) A国において行われているとみなすのと同等と考えられる。すなわちアセアン第三国産材料の使用の許諾ルールは、「生産行為の累積」と同等の効果をもたらすものである。

筆者は、累積の条文において規定していない以上、「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」は「累積」には該当しないと考えるが、同ルールが結果として「生産行為の累積」と同等の (又は類似の) 効果をもたらしているのではないかと考える。この考え方については、否定し得ないものとする。

なお、マレーシアEPA第29条の規定の適用により締約国の原産品と認められる場合には、同EPAに基づく原産地証明書の第5欄に「ACU」が追記されることとなるが、アセアン第三国産材料の使用の許諾ルールが適用される産品に関しては、第29条の適用を受けないことから、その原産地証明書の第5欄に「ACU」という記載は原則としてなされない¹¹⁸こととなる。

では、アセアン包括EPAの下での、「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」に実質的に対応していると言え得るルールはどうであろうか。

上記 (a) で取り上げたアセアン包括EPAの第62.04項の品目別規則は、

CC (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

これは、いわゆる「2工程ルール」のうちの1の工程が他の締約国で行われることを許容するものであるが、これこそ締約国で行われるものであることから、「アセアン累積」と呼びたくなるところであるが、同EPA第29条に定める累積の適用を受けるものではなく、関税分類変更基準の要件の緩和に過ぎない。

したがって、「アセアン累積」とは呼べないものであることに留意されたい。

(c) 一般特惠原産地規則における「アセアン3カ国累積」との関係

「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」は、一般特惠原産地規則において規定されているいわゆる「アセアン3カ国累積」(第2部第3章2. 補足2-8の①参照) と結局同じものな

¹¹⁸ アセアン第三国産の非原産材料を使用し、それが「許諾ルール」に定める要件を満たすとともに、それとは全く別の材料として日本の原産品を使用し、当該日本原産品が第29条1の適用を受けるという可能性も皆無ではないであろう。その場合には、第5欄に「ACU」と記載することが可能であることから、ここでは「原則としてなされない」とした。

のではないかという疑問が生ずるかもしれない。

もちろん、両者は法的に全く別の規定であり、同じものということにはならないが、上記の(b)の中段の(注)において述べた点を踏まえると、生産行為の累積である「アセアン3ヵ国累積」に類似した効果を部分的に与えると考えることも可能かもしれない。

しかしながら、両者の間には、明示的に以下の違いがあることを指摘しておく。

すなわち、「アセアン3ヵ国累積」においては、製品の最終輸出国に原産資格を付与することとなるが、当該最終輸出国における製造工程に関しては特段の要件はないことから、必ずしも同国において加工・製造が行われる必要はない。これに対し、この「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」においては、最終輸出国において、必ず何らかの加工・製造が行われることが必要である。

(2) IOTC登録船舶漁獲材料の使用の許諾ルール

フィリピンEPA及びタイEPAにおいて、第1604.14号の製品に関し、上記(1)に掲げた「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」には該当しないが、それと類似したルールが定められている。このルールは一言で言えば、IOTC(インド洋まぐろ類委員会)¹¹⁹に登録された船舶で漁獲された非原産材料を用いた場合には原産品としての資格を得ることが可能となるというルールであるが、これだけでは意味不明であることから、以下、タイEPAにおける規定を用いて説明する。

第16類の注釈：

第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「IOTCの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

第1604.14号の製品に係る品目別規則：

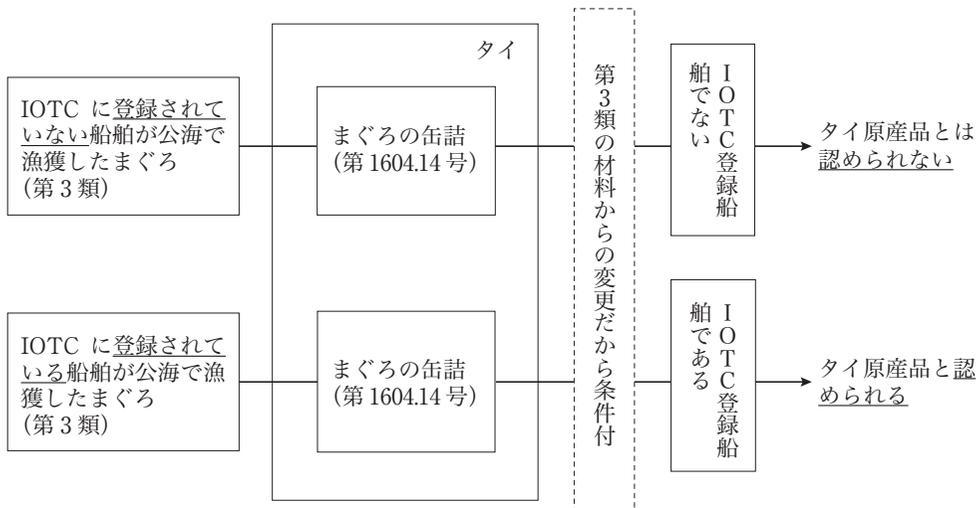
第1604.14号の製品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。)・・・(*)

第16類の注釈は以下のように読み替えることが可能である。

第1604.14号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿(以下この協定において「IOTCの登録簿」という。)への登録により漁獲することを認められた漁船によって

119 インド洋まぐろ類委員会 (Indian Ocean Tuna Commission: IOTC) : 1996年3月27日に発効したインド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定に基づき設立された国際機関。日本については同年6月26日に効力発生。インド洋におけるマグロ類の資源保存及び最適利用の確保を目的としており、そのための手段として、締約国政府に拘束力を持つ資源管理措置の採択、適当な科学情報・漁獲及び漁獲努力量の統計等の収集・解析、マグロ類資源及び漁業活動に関する調査・開発活動の奨励・勧告等を行っている。
締約国：オーストラリア、中国、コモロ、エリトリア、フランス、ギニア、インド、インドネシア、イラン、日本、ケニア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、パキスタン、フィリピン、セイシエル、シエラレオネ、ソマリア、韓国、スリランカ、南アフリカ、スーダン、タンザニア、タイ、イギリス、イエメン、バングラデシュ、EU (31ヵ国+EU) (2019年9月現在) (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000438319.pdf>) (2021年1月22日閲覧)

図4-31



得られる非原産材料（＝非原産の第3類のまぐろ）は、当該非原産材料（＝非原産の第3類のまぐろ）を良好な状態に保存する作業（＝例えば、冷蔵）以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料（＝非原産の第3類のまぐろ）が産品（＝例えば、まぐろの缶詰）の生産に使用される締約国（＝タイ）に輸送されなければならない。

また、第1604.14号に係る品目別規則は以下のように読み替えることが可能である。

第1604.14号の産品（＝例えば、まぐろの缶詰）への他の類の材料からの変更（第3類の非原産材料（＝非原産の第3類のまぐろ）がIOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）

すなわち、非原産の第3類のまぐろを使用する場合には、当該まぐろはIOTCへの登録船舶により捕獲されたものでなければならないという要件が課されている。（図4-31参照）

(3) 付加すべき2以上の作業のリスト

マレーシアEPA附属書2第2節（品目別規則）の第11部の注釈1に以下のような規定が定められている。

注釈1 第50類から第55類までの各類及び第60類の適用上、浸染し、又はなせんする工程については、以下の2以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- ・
- ・ 途中省略
- ・
- (46) ウェットデカタイジング

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

(47) 防風加工

(48) 針布起毛

これと同様の規定が、マレーシアEPAの他、シンガポール、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム及びインドの各EPAに定められている（表4-6参照）。

この規定の意義は以下の通りである。

繊維製品に係る品目別規則、例えば、第52.08項から第52.12項までの産品に係る品目別規則においては次のように定められている。

第52.08項から第52.12項までの各項の産品への第52.08項から第52.12項まで以外の項の材料からの変更（第52.04項から第52.07項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。）又は、産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第52.08項から第52.12項までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織されること（第52.08項から第52.12項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。（下線強調：筆者）

この規則は同格ルールであるが、その前半の規則及び後半の規則の両方において、それぞれ浸染し、又はなせんする工程が要件として定められている。

本注釈1の意義は、各品目別規則において上記のように「浸染し、又はなせんする工程」が要件として定められている場合には、当該「浸染し、又はなせんする工程」に加えて同注釈に掲げた(1)から(48)の作業のうち、2以上の作業が併せて行われなければならないとするものである。

なお、この48の作業の意味については、マレーシアEPA運用上の手続規則の別紙5（Appendix 5）において、表4-22に掲げる内容が定められている。

(4) 「関税分類を決定する構成部分」ルール

本ルールについては、第2部第2章第2節1.(2)②(a)において導入的な説明を行ったところであるが、以下に補足をする。

メキシコEPA附属書4第2節（品目別原産地規則）の第61類の注釈に以下のような規定が定められている（第62類及び第63類にも同様の注釈が定められている。）。

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

これと同様の規定が、メキシコEPAの他、シンガポール、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム及びペルーの各EPA並びにTPP11協定（注）に定められている（表4-6参照）。

この注釈の意義は以下の通りである。

例えば、第61類に属する羊毛製のオーバーコート（第6101.10号）の場合、「関税分類を決

表4-22

No.	Operation	Description
(1)	antibacterial finish	The finishing by which the multiplication of bacteria on fibre is restrained and the deodorizing effect is given.
(2)	antimelt finish	The finishing carried out for the addition of the property in which woven and knitted fabric is prevented from melting by heat. It is carried out for preventing the phenomenon in which a hole is made in synthetic fibre product by the fire of cigarette and the friction heat at the time of sliding.
(3)	antimosquito finish	The finishing by which human body is prevented from approaching of mosquitoes by sticking of the mosquito inhibiting agent to woven and knitted fabric.
(4)	anti-pilling finish	The finishing carried out for the purpose of preventing from the producing of pill caused by the friction on the surface of woven and knitted fabric. There are the fixation of fibre by resin treatment, gas singeing, the removal of long fluff by shearing, the degradation of fluff by chemical treatment, etc.
(5)	antistatic finish	The finishing carried out for the purpose of decreasing the static electricity generating on fibre. The hygroscopic agent such as higher alcohol, surface active agent and the antistatic agent such as quaternary ammonium salt, polymer having oxyethylene radical, etc. are used.
(6)	artificial creasing	The finishing by which the durable creases are added to cloth. In synthetic fibre, its thermoplastic property is utilized, and in cellulose sorios of fibre, the cross-linkage reaction by resin finishing agent is utilized.
(7)	bleaching	The treatment which is carried out for decomposing and removing the pigment and coloured impurities contained in fibre by the action of oxidization or reduction and whitening the fibre.
(8)	brushing	The treatment in which the fluff and dust adhering on the surface of fabric are wiped down and the lie of fibre is arranged by using brush-roller, etc.
(9)	buff finish	The raising processing carried out by using the emery paper wound on roll. It is used in various fields such as synthetic fibre woven and knitted fabric, cotton fabric, etc.
(10)	burn-out finish	The finishing in which only one side of fibre is dissolved to remove by utilizing the difference of chemical resistance of the fibre constituting blended yarn fabric and union cloth and the water marked pattern appears.
(11)	calendering	The finishing by which fabric is passed through between various rotating rolls, the surface is smoothened by pressurizing and luster and various feelings are given.
(12)	compressive shrinkage	The finishing in which the density is raised by carrying out of steam pressing mainly cotton fabric, etc. as over-feeding and the shrink resistance is given to it.

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

(13)	crease resistant finish	The finishing by which wrinkle is made to be difficult to generate on woven and knitted fabric by resin finish, etc.
(14)	decatizing	The finish in which the stability, luster and feeling of cloth are improved by winding up of cloth or wrapping cloth on a porous cylinder and carrying out the heating by steam and cooling by air. The full decatizing (autoclave decatizing machine), semidecatizing (ordinary pressure decatizing machine), continuous decatizing machine, etc. are used. It is the process at about final stage for the finishing of wool fabric.
(15)	deodorant finish	The finishing showing the effect in which uncomfortable odour is reduced by touching of odour component to fibre. The uncomfortable odour means perspiration odour, ageing odour, excretion odour, cigarette odour, trash odour.
(16)	easy-care finish	The finishing carried out for the purpose of being capable of wearing without ironing after washing and drying cotton and its blended yarn fabric.
(17)	embossing	The processing in which fabric, etc. are passed through between an uneven metallic roller heated and an elastic roller, and the uneven patterns are added.
(18)	emerising	The raising processing carried out by using the emery paper wound on roll. It is used in various fields such as synthetic fibre woven and knitted fabric, cotton fabric, etc.
(19)	flame resistant finish	The finishing carried out for the purpose of making fibre to be difficult to ignite and fire-spread. It is applied to working wear, curtain, upholstery fabrics, aged person nursing clothes, bed clothes, etc. which are in danger of catching fire.
(20)	flock finish	The finishing in which fine and short fibres are planted on the surface of cloth, plastic products, etc. in fluffshaped by using static electricity and adhesive.
(21)	foam printing	The printing in which the printed part is bulged. The printed part is bulged by printing the microcapsule particle enclosing foaming agent with binder together and heat-treating.
(22)	liquid ammonia process	The modification finishing of cotton carried out by using liquid ammonia. The effect of much similar to mercerization is obtained, however the improvement of luster and dyeing property is smaller as compared with mercerization. On the other hand, the strength, shrink resistance property (dimensional stability), crease resistance property, setting property, etc. are greatly improved.
(23)	mercerization	The finishing which is carried out for giving the improvement of dyeingness, increase of wet strength, silklike luster, etc. by carrying out the tensional treatment of cotton yarn or cotton woven and knitted fabric in concentrated aqueous solution of sodium hydroxide.
(24)	microbial control finish	The finishing carried out restraining of multiplication of bacteria on fibre. In general use, golden staph, pneumobacillus coliform bacilli, pseudomonas aeruginosa, etc. are made to be the object.

(25)	milling	The felting treatment by which wool fabric is wetted with the solution containing alkali, soap, etc., and struck and rubbed mechanically for making the objective feeling.
(26)	moare finish	One of calendering finish by which woodgrain glossy pattern is given on fabric. The finishing in which the difference is produced in reflection of light between the part of warp pressured and the part without being pressured and woodgrain patterns are made.
(27)	moisture permeable waterproofing	The finishing carried out so as to adding the water resistance property as well as the permeability of water vapour to woven and knitted fabric. It is utilized for sports wear.
(28)	oil-repellent finish	The finishing carried out so as to add the oil-repellent property to textile goods.
(29)	organdie finish	The finishing for obtaining thin, transparent, rigid feeling. In the case of cotton, concentrated sulfuric acid, etc. is reacted at ordinary temperature.
(30)	peeling treatment	The processing for the improvement of texture of woven fabric or sewing products by reducing fibre. There are the alkali peeling treatment for polyester textile and the enzyme peeling treatment for cellulose textile, etc.
(31)	perfumed finish	The finishing carried out for addition of perfume to fibre. There are the method in which perfuming material is enclosed in microcapsule and added to textile product, etc.
(32)	relaxation	The treatment for revealing texturization and crepe in woven and knitted fabric by the heat energy such as dry heat, wet heat, hot water, etc. and the effect of physical rubbing.
(33)	ripple finish	The finishing in which cotton fabric is printed with the paste containing high concentration of sodium hydroxide and three dimensional patterns are made appear by shrinking the part, and after resist style paste is printed, the print part is embossed by applying the concentrated solution of sodium hydroxide and the ripple-like seersucker or crepe like emboss appears.
(34)	schreiner finish	The finish in which woven fabric is passed through the schreiner calender equipped with metallic rolls indented with countless and parallel fine lines, the weave is smoothened and the silky luster is given.
(35)	shearing	The operation by which, after the fluff or the surface of woven and knitted fabric is arranged with brush, it is made run on a edge and cut to arrange in a definite length by using a rotary cutter.
(36)	shrink resistant	finish The finishing by which woven and knitted fabric is not made shrink by washing, hot water treatment.
(37)	soil guard finish	The finishing by which dirt is made difficult to adhere to fibre mainly by using the fluorine series of resin.
(38)	soil release finish	The finishing by which hydrophilic compound is added to hydrophobic synthetic fibre and the dirt is facilitated to remove by washing.

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

(39)	stretch finish	The finishing in which, after the yarn constituting fabric is bent, then fixed and the stretch property mainly in traverse direction is added.
(40)	tickproofing	The finishing by which tick is made so as not to approach the human body by sticking the tick inhibiting agent to woven and knitted fabric or by reducing the air permeability of fabric.
(41)	UV cut finish	The finishing carried out for protecting skin by shielding UV so that woven and knitted fabric is impregnated with or stuck to UV absorber.
(42)	wash and wear finish	The finishing carried out for the purpose of being capable of wearing without ironing after washing and drying cotton and its blended yarn fabric.
(43)	water absorbent finish	The finishing in which the hydrophobic surface of synthetic fibre is made hydrophilic and the water absorbing property is raised.
(44)	waterproofing	The finishing by which water is made difficult to pass through woven and knitted fabric.
(45)	water-repellent	finish The finishing carried out so as to add the water-repellent property to fibre.
(46)	wet decatizing	The wet type set in the scouring process of wool fabric. It is also called smoothing with stream or crabbing.
(47)	windbreak finish	The finishing in which wind is made difficult to pass by reducing air permeability by improving the weave of woven and knitted fabric and finishing of resin.
(48)	wire raising	The raising carried out so as to scratch the surface of woven and knitted fabric by using the roll wound with card clothing (wire raising machine).

定する構成部分」とは、主要な布地（通例であれば表地）を構成する羊毛製の「編物」であり、裏地、取外し可能な襟、ボタン、タグ等は当該「関税分類を決定する構成部分」には通常であれば含まれないものと解される。したがって、当該オーバーコートが第6101.10号に属するか属しないかを判断するに当たっては、裏地、取外し可能な襟、ボタン、タグ等の製造原料、特性等は考慮する必要はないこととなる。

さて、この羊毛製のオーバーコート（第6101.10号）がEPA締約国の原産品であるかないかを判断する際に、当該オーバーコートを構成する部分品のすべてについてオーバーコートに係る品目別規則を満たす必要があるのだろうか。

もちろん、そのような考え方もあり得るだろうが、過度に厳格なルールであるとも考えられよう。

この観点から、品目別規則（関税分類変更基準に基づくもの）の適用対象を、製品の関税分類を決定する構成部分に限定することとし、輸出者／生産者に対する過度な負担を防ぐことを意図したものである。

なお、「関税分類を決定する構成部分」の解釈の明確化を図るとの観点から、「原産地規則解釈例規（平成26年6月13日 財関第598号）」（財務省関税局長が発出した通達）の第2章¹²⁰の

1.において、以下のような規定が定められている。

『1. 第61類～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について』
衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

これにより、表地のうち面積が最大である構成材料から成る部分を、「関税分類を決定する構成部分」と解することが明らかになっている。

(注)

日EU EPAには、「関税分類を決定する構成部分」ルールに直接該当するルールは規定されていないが、類似の効果をもたらす規定が附属書3-A注釈3の3において以下のように定められている。

一の品目別原産地規則が製品について特定の材料から生産されるものでなければならないことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

If a product specific rule of origin provides that a product shall be produced from a particular material, this does not prevent the use of other materials which cannot satisfy the requirement because of their inherent nature.

この規定の解釈については、「原産地規則解釈例規（平成26年6月13日 財関第598号）」（財務省関税局長が発出した通達）の第3章¹²¹の2.において、以下のような規定が定められている。

『2. EU協定及び英国協定の附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈3第3項の規定について』

EU協定及び英国協定の附属書3-A注釈3-3中、「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない」とは、その固有の性質上、品目別規則を満たすことが出来ない非原産材料については、原産性の判断を行うに当たり、考慮する必要はないことを意味する。例えば以下の場合を含む。

EU協定の附属書3-Bにおいて、第2欄に記載する規則が「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」の場合、製織することが出来ない非原産材料（メリヤス編み又はクロセ編みしたもの等）については、当該加工工程の要件を考慮する必要はない。

すなわち、一部にメリヤス編みの編地を使用しているが全体として第62類の織物製の衣類と認められる製品に関して、その品目別規則が「製織と製品にすることの組合せ」（*）である場合において、一部に使用されているメリヤス編みの編地に関しては、編地である以上製織（weaving）を行うことができない（＝（附属書3-Aの注釈3の3にいう）「固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない」）ものであるところ、品目別規則（*）の適用対象とはしないというものである。

この「一部に使用されているメリヤス編みの編地」は、製品（＝全体として第62類の織物製の衣類と認められるもの）に関して「関税分類を決定する構成部分」ではないこととなり、附属書3-A注釈3-3の規定は、「関税分類を決定する構成部分」ではないものに対して品目別規則を適用しないという効果を有するものであることとなる。

(5) 「繊維製品として分類されない部分品」ルール

本ルールについては、第2部第2章第2節1. (2) ② (b) において導入的な説明を行ったと

120 <https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/reiki2.pdf> (2021年1月22日閲覧)

121 <https://www.customs.go.jp/roo/text/reiki/reiki3.pdf> (2021年1月22日閲覧)

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

ころであるが、以下に補足をする。

スイスEPA附属書2付録1注釈1 (b) に以下のような規定が定められている。

第61類から第63類までの各類に分類される製品の原産地を決定するに当たり、製品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各類に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

これと同様の規定が、スイスEPAの他、オーストラリアEPA及び日EU EPAに定められている（表4-6参照）。

この注釈の意義は以下の通りである。

例えば、第62類に属する衣類（品目別規則は「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ」（#）であるとする。）に使用されるスライドファスナー（第96.07項）を考えてみる。

スライドファスナーには繊維製の部分が含まれており、仮に当該繊維製の部分が織物であった場合には、上述の衣類が原産品であると認められるためには、当該スライドファスナーが品目別規則（#）を満たすことが必要となる。

これは過度に厳格な要求であるとも考えられるところ、スライドファスナーのような主たる構成部分とはみなされないようなものに関しては、当該製品に係る品目別規則の適用対象とはしないとするものである。

その際の書き方として、

「第50類から第63類までの各類に分類されないもの」（＝例えば、スライドファスナー、ボタン）については、
繊維を含むか否かを問わず、
考慮しない

とされており、すなわち部分品として使用されているもののうち、繊維製品として分類されないものについては、品目別規則の適用対象から除外するというものである。

(6) 2工程ルール

① 概要

「2工程ルール」とは、一般的には、一の国において下記のような2つの工程の両方が行われることを要件とするルールのことである。

布（織物等）の場合：「繊維→糸の製造（紡績）」及び「糸→布の製造（製織）」…（A）

衣類の場合：「糸→布（製織）」及び「布→衣類（裁断・縫製）」…（B）

この概念を図示すると、図4-32の通りとなる。

綿に関してこのルール（A）を適用した場合、綿花等の繊維を輸入して綿糸を製造するところからスタートすることが必要となる。綿糸を輸入して綿織物を生産したのでは、原産品としての資格を得ることはできないこととなる。

② 一般特惠原産地規則におけるルール

一般特惠原産地規則において、繊維・繊維製品が属するHS第50類～第63類の製品に関し

図4-32

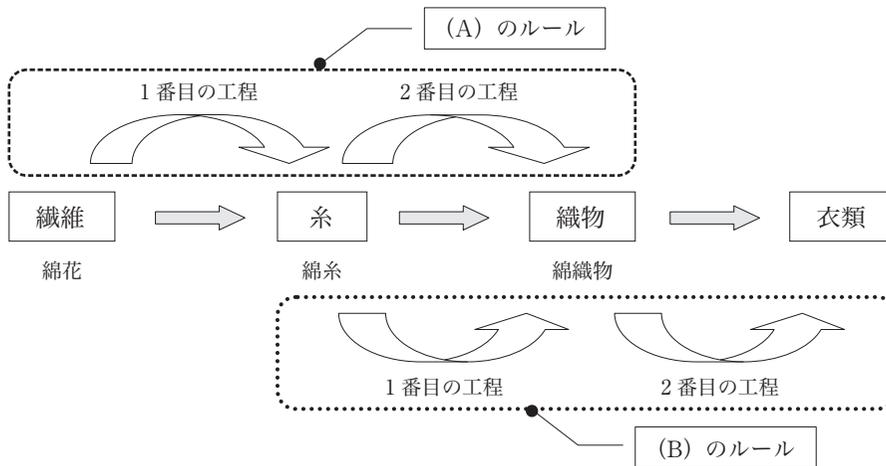


表4-23

品目	品目別規則	
	ルール	ルールの意味
織物 (HS第50類～第55類)	繊維からの製造	繊維→糸→織物 (2工程ルール)
編物製の衣類等 (HS第61類)	編物からの製造	編物→衣類 (1工程ルール) ¹²²
織物製の衣類等 (HS第62類 (下記を除く。))	織物からの製造	織物→衣類 (1工程ルール) ¹²³
織物製のショール、スカーフ等 (第62.14項)	繊維からの製造	繊維→糸→織物→繊維製品 (3工程ルール)
織物製のその他の衣類等 (第62.15項-第62.17項)	糸からの製造	糸→織物→繊維製品 (2工程ルール)
繊維製品 (HS第63類)	繊維からの製造	繊維→糸→織物・編物→繊維製品 (3工程ルール)

て、2工程に関連してどのようなルールが定められているかの概要を示すと、概ね表4-23のとおりとなっている。

なお、同表の「ルール」欄に掲げた規則は、簡略化したものであることに留意されたい。

表4-23を見ると、2工程ルールの他、「1工程ルール」(1つの工程のみ経れば良いとするルール)、「3工程ルール」(3つの工程すべてを経る必要があるとするルール)が混在していることが分かる。

③ EPAにおけるルール

122 この部分は、2011年度改正において「3工程ルール」から「2工程ルール」に、更に、2015年度改正において「2工程ルール」から「1工程ルール」に改正されたものである。

123 この部分は、産業界からの規制緩和要望を受けて1993年10月に「1工程ルール」に改正されたものである。

表4-24

B. 織物 (Woven Fabrics)

HS番号	原産資格を得るのに必要な工程			
	紡糸 (spinning)	糸の浸染又はなせん**** (dyeing/printing)	製織 (weaving)	織物の浸染又はなせん**** (dyeing/printing)
50.07 51.11-51.13	必要(*)		必要	
52.08-52.12 53.09-53.11		必要(**)	必要	
54.07-54.08 55.12-55.16			必要(***)	必要

*：紡糸工程 (spinning) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

**：糸の浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

***：製織工程 (weaving) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

****：浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) には、附属書2・第11部の注釈2に規定する工程のうち2以上のものが伴っていなければならない。

表4-25

D. メリヤス編物又はクロセ編物 (Knitted or Crocheted Fabrics)

HS番号	原産資格を得るのに必要な工程			
	紡糸 (spinning)	糸の浸染又はなせん**** (dyeing/printing)	編上げ (Knitting/ Crocheting)	編物の浸染又はなせん**** (dyeing/printing)
60.01-60.06	必要(*)		必要	
		必要(**)	必要	
			必要(***)	必要

*：紡糸工程 (spinning) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

**：糸の浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

***：編上げ工程 (Knitting/Crocheting) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

****：浸染又はなせん工程 (dyeing/printing) には、附属書2・第11部の注釈2に規定する工程のうち2以上のものが伴っていなければならない。

では、EPAにおいては、どのようなルールが定められているであろうか。

基本的には、「2工程ルール」を採用しているのであるが、一部の品目に関しては、「2工程」の内容が異なったものとなっているところ、以下に見てみよう。

例えば、インドネシアEPA運用上の手続規則の別紙4 (Appendix 4) において概要以下のような記述がなされている (原文は英文。表4-24から表4-26はその概要の筆者による仮訳)。

これらの規定は以下のように解される。

①基本的には図4-33に掲げる2つの工程が、最終製品の生産国で行われなければならない。

表4-26

E. 衣類、衣類付属品及びその他の繊維製品

HS番号	原産資格を得るのに必要な工程	
	製織・編上げ (Knitting/Crocheting/Weaving)	製品にする工程
61.01-61.17 62.01-62.17 63.01-63.10	必要(*)	必要

*：製織・編上げ工程 (Knitting/Crocheting/Weaving) が相手締約国又はアセアンの加盟国である第三国で行われる場合には、織物の生産国において同工程が行われる必要はない。

図4-33

織物・編物の場合

第1の工程	第2の工程
紡糸	製織・編上げ
糸の着色 ●	製織・編上げ
製織・編上げ	織物・編物の着色 ●

「着色」を1つの工程とみなしている。

衣類等の場合

第1の工程	第2の工程
製織・編上げ	製品にする工程 ●

通常の衣類の場合であれば、生地裁断・縫製等に相当する

②ただし、第1の工程がアセアン第三国において行われることは許容する。（「アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール」、上記（1）参照。）

(7) 品目別規則における「完全生産品」についての記述

メキシコEPA附属書4第2節（品目別原産地規則）の、第01.01項から第01.06項までの産品に係る品目別規則として、

第01.01項から第01.06項までの各項の産品への他の類の材料からの変更・・・(*)という規定が定められている。

一見すると、「類番号の変更」を定めただけの何の変哲もないルールのようにも思えるが、よく考えてみると、奇妙に思われるかもしれない。

なぜなら、第01.01項から第01.06項に属する産品は生きている動物であり、それらが他の類の産品を非原産材料として生産されることがあるのか、という疑問が生じ得ることによる。

現実問題として、そのような生産はあり得ないものと思われる¹²⁴ところ、更に次のような疑問が生ずるかもしれない。

①現実に関わり得ないような変更を品目別規則に定める場合において、その産品が、原産品であるかないかをどのようにして決定すれば良いのか。

124 第5類には動物の精液が含まれる。仮に非原産の牛の精液を輸入して、それを受精させて子牛（第1類）が生まれたとしよう。この場合「他の類の材料からの変更」という品目別規則を満たしていると言うことは可能であろうか。筆者は、個人的には、その解釈が成り立つ余地はあるものと考えているが、そうであると断定することは困難であろう。

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

これに対しては、(第01.01項から第01.06項に属する生きている動物について考えると)

生きている動物はいわゆる「完全生産品」であり、メキシコEPA第22条1(a)¹²⁵を適用することにより原産品であるかないかを決定することになる

と考えることが可能と思われる。

そうすると次のような疑問が生ずるかもしれない。

② (a) 完全生産品に該当する産品が原産品であるかないかを決定するのは、第22条1(a)に抛ることとなるのであれば、品目別規則の対応する箇所にルールを規定しておく必要はないのではないか。また、

(b) 同一品目に2つのルールが規定されているといずれが優先するかということが不明確になるのではないか。

この疑問に対しては、

(a) 品目別規則を定めた表の中の一部品目についてのみ規則がないのは不自然と思われることから、規定を策定しておくことが望ましい、

(b) その部分の規定に関しては、現実には起こり得ないような変更を要件とするものとしておけば、当該規定は実際に適用されることはなく¹²⁶、優先関係等の問題は生じないこととなる、

という整理が可能と思われる。

このように、「生きている動物」に関して「他の類の材料からの変更」という現実には起こり得ないような変更を要件とするという規定が存在している訳であるが、そうではなく

締約国において完全に得られ又は生産されること (=完全生産品であること)

と規定すれば良いのではないかとのお考え方も有り得よう。

実際に、メキシコEPAの第38.25項(化学工業(類似の工業を含む。))において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物)の産品に係る品目別規則においては、

第38.25項の産品が第38条(第4章)に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること(第38.25項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

という規定が定められている。

では、上記に掲げた産品のうち、第01.01項及び第38.25項の産品に係る品目別規則が、14本

125 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。

(a) 第38条に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品

126 メキシコEPA第22条1(c)において次のように規定されている。

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。

(c) 非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

すなわち、「附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件」を満たすものは原産品とするということである。この場合、「附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件」は必要条件であることから、それらのうちのどれか一つでも満たさなければ原産品としての資格を得ることはできないこととなる(*)。

仮に品目別規則(附属書4に定める要件)において、実現できないような要件を規定していたとしても、当該要件が満たされないということとなり、その結果、(*)に基づき原産品とはならないだけのことであり、第22条1(a)との優先関係について考慮する必要はないものと解される。

表4-27

	第01.01項	第38.25項	
シンガポール	「他の類の材料からの変更」	「完全生産品」	
メキシコ			
マレーシア			
フィリピン			
チリ			
タイ			
ブルネイ			
インドネシア			
アセアン包括			「一般ルール」
ベトナム			「完全生産品」
スイス	「一般ルール」		
インド	「完全生産品」	「一般ルール」	
ペルー	「他の類の材料からの変更」	「完全生産品」	
オーストラリア		「CTH、CR」	
TPP11協定		「CTH」	
日EU EPA	「完全生産品」	「CTSH、加工工程基準、付加価値基準」	

(注) 「一般ルール」については、第2部第2章第1節3. を参照のこと。

のEPA並びにTPP11協定及び日EU EPAにおいてどのように規定されているかを表4-27において整理してみる。なお、同表におけるルールの記載は簡略化したものである。

(8) 特別なルール

この(8)においては、個々のEPAにおいて、(原則として)当該EPAのみに規定されている特別なルールを取り上げることとする。

①シンガポールEPA

(a) 「観賞魚」に係るルール

第0301.10号の産品(観賞用の魚)に関して表4-28に掲げる品目別規則が定められている。

このルールは、「個別細分規定方式」(上記3.(7)参照)と「同格ルール」(上記3.(5))とを組み合わせたものである。

すなわち、

- (i) 「こい及び金魚」という細分と、「その他のもの」という細分とが並列し、
- (ii) 「こい及び金魚」という細分に対しては、「他の類の材料からの変更」というルールが規定され、

「その他のもの」という細分の下には、

表4-28

0301.10	<p>第0301.10号の産品（こい及び金魚）への他の類の材料からの変更 第0301.10号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は、産品が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること（第0301.10号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。） 注釈 第0301.10号の適用上、「稚魚」とは、ふ化又は誕生から3箇月を超える期間が経過していない産品をいう。</p>
---------	--

「他の類の材料からの変更」というルールと、
 「産品が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、締約国において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること」…（*）

という2つのルールが同格ルールとして並存していることとなる。

また、（*）を具体的に読み替えてみると、

産品（＝例えば、熱帯魚）が**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国**（＝例えば、マレーシア）において生まれ、又はふ化し、かつ、**締約国**（＝例えば、シンガポール）において、**当該第三国**（＝マレーシア）から**稚魚**（＝ふ化又は誕生から3箇月以下のもの）の段階で輸入された後に1箇月間以上生育されること（この生育は、この例で言えばシンガポールで行われる）

と解される。

(b) 「カヤジャム」に係るルール

第2106.90号の産品に関して表4-29に掲げる品目別規則が定められている。

このルールは、「個別細分規定方式」（上記3.（7）参照）を採用したものである。

すなわち、

- (i) 「第2106.90号の産品（砂糖（重量の50%以上）、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器とも一つの重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書I Bの4欄に「P」を掲げたもの）」という細分¹²⁷と、「その他の産品」という細分とが並列し、
- (ii) 「カヤジャム」に対しては、「他の類の材料からの変更（第17類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが当該産品の輸入締約国において完全に精製される場合に限る。）」（#）というルールが規定され、また、
 「その他の産品」という細分に対しては、「原産資格割合が40%以上であること」というルールが規定されている。

¹²⁷ この細分に対応する産品のことを、策定交渉の際には「カヤジャム」と呼んでいたことから、本書においても「カヤジャム」という呼称を採用する。

表4-29

2106.90	<p>第2106.90号の産品（砂糖（重量の50%以上）、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書I Bの4欄に「P」を掲げたもの）への他の類の材料からの変更（第17類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが当該産品の輸入締約国において完全に精製される場合に限る。）</p> <p>第2106.90号の産品（その他の産品）の原産資格割合が40%以上であること（第2106.90号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）</p>
---------	--

また、(＃) に関しては、カヤジャムがシンガポールにおいて生産される場合には、以下のように読み替えられる。

本品（＝カヤジャム）への他の類の材料からの変更（**第17類の非原産材料**（＝例えば、非原産の砂糖）を使用する場合には、**当該非原産材料**（＝非原産の砂糖）のそれぞれが**当該産品**（＝カヤジャム）の**輸入締約国**（＝この場合、日本）において完全に精製される場合に限る。）

すなわち、シンガポールで生産されるカヤジャムが、シンガポールEPA上のシンガポール原産品という資格を得るためには、シンガポール原産の砂糖を使用するか、又は、日本で精製された砂糖を使用することが必要となることとなる。

② メキシコEPA

○TPL品目

メキシコEPA附属書4第1節（解釈のための一般的注釈）の(f)及び(g)において、以下のように規定されている。

この附属書に定める原産地規則の解釈上、

(f) 第61類、第62類又は第63類に分類され、かつ、メキシコから日本国に輸出される産品であって、次節に定める品目別原産地規則（当該産品について適用されるもの）を満たさないものについては、毎年、日本国に輸入されるそれらの産品の価額の総額（本船渡しの価額により計算したものをいう。）が合計2億アメリカ合衆国ドル以内である限り、原産品とする。ただし、当該産品が次の(i)から(iii)までに規定するいずれかの品目別原産地規則をメキシコの区域内で満たし、かつ、第4章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i) 第61.01項から第61.17項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(ii) 第62.01項から第62.17項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(iii) 第63.01項から第63.10項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(g) (f)の規定は、第10条に規定する統一規則に従って実施する。(f)の規定の適用上、

第4部 代表的なEPA品目別規則の解釈

メキシコは、(f) に規定する総額の割当ての実施及び管理を行う。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、当該割当ての実施及び管理に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

この附属書4第1節（解釈のための一般的注釈）の (f) 及び (g) に該当する製品のことを、交渉の過程においてはTPL¹²⁸品目と呼んでいたことから、本書においてもその呼称を採用する。

また、統一規則第2節第6部（特定の繊維製品に関する特別の規定）¹²⁹において、以下のよう規定されている。

第6部 特定の繊維製品に関する特別の規定

(9) 協定附属書4第1節 (f) 及び (g) の規定の適用上、メキシコは、メキシコ経済省対外貿易局がそれぞれの輸出について英語で発給する適正証明書により、総額の割当ての実施及び管理を行う。

協定の効力発生の日に、メキシコ経済省対外貿易局は、在メキシコ日本国大使館に対し、それぞれの輸出について発給する適正証明書の様式及び証明書に使用する印章の図案を次のいずれかの方法で通報する。

(a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(b) 受領の確認を伴うその他の方法

メキシコ経済省は、在メキシコ日本国大使館に対し、適正証明書の様式及び証明書に使用する印章の変更に關し、当該変更を施した証明書を発給する前に次のいずれかの方法で通報する。

(a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(b) 受領の確認を伴うその他の方法

適正証明書は少なくとも次の情報を含む。

輸出者の氏名及び住所

証明書番号

輸入者の氏名及び住所

品目名

HS関税分類番号

FOB価格（米ドル）

有効期間（始期／終期）

権限ある当局による有効性の認証

総額の割当ての実施及び管理のために、両締約国は関連する事項（メキシコ経済省対外貿易局による適正証明書の発給を含む。）に関する情報を交換する。

メキシコ経済省は日本国経済産業省に対して、上述の適正証明書に記載される輸出者の氏名及び住所、証明書番号、輸入者の氏名及び住所、HS関税分類番号、FOB価格（米ドル）、有効期間（始期／終期）並びに輸出者に割り当てられた総額に関する情報を割当ての行われた月の翌月以内に提供する。

128 Tariff Preferential Levelの略号

129 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_mexico/pdfs/kisoku_shuseil203.pdf（2021年1月22日閲覧）

日本国経済産業省はメキシコ経済省に対して、それぞれの適正証明書に記載される証明書番号、日本国経済産業省が証明書を受領した日及びFOB価格（米ドル）を、経済産業省が適正証明書を受領した月の翌月以内に提供する。

メキシコ経済省は、輸出者に割当てた総額が協定附属書4第1節 (f) に記載される年間割当て総額の90%を越えた場合には、日本国経済産業省に対して直ちに通報する。

割当ての実施及び管理に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国経済産業省通商政策局を通じて行われる。

適正証明書を保有する輸出者は、協定第5章に基づき原産地証明書の発給を申請する必要がある。原産地証明書に適正証明書が添付されていない製品については、協定附属書4第1節 (f) の規定にかかわらず、原産品とされない。

上記は以下のように解される。

すなわち、附属書4第1節（解釈のための一般的注釈）(f) 及び (g) が適用される場合には、原産地証明書に2億USドル以内である旨を証明するメキシコ政府（経済省）発給の証明書（適正証明書（certificate of eligibility））が添付される。そして、当該証明書が添付されていない製品は、たとえ他のすべての要件を満たしていたとしても、メキシコEPA上の原産品とは認められない。

なお、第1節（解釈のための一般的注釈）(f) (i)～(iii) に規定された要件は附属書4に規定された原産地基準と比較してどの程度緩和されたものであるかを見てみよう。

表4-30は、附属書4における、第61.01項から第61.09項まで（第61類のその他の項については省略する。）、第62.01項から第62.17項まで及び第63.01項から第63.10項までのそれぞれの各項の製品に係る原産地基準であるが、それらのうち、下線を付した部分がそれぞれ (f) (i)～(iii) に掲げる要件である。

これを見て分かるとおおり、限定的な要件はいずれも解除されている。

③スイスEPA

(a) 第1704.90号

第1704.90号の製品に関して表4-31に掲げる品目別規則が規定されている。

この規則は、

(i) 「CTH」と

(ii) 「第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が製品の工場渡し価額の45%を超えないこと」

とが「並びに」で結ばれていることから、(i) 及び (ii) の両者を満たすことが必要となる。

そして (ii) の要件のうち、

「第4類…に分類される…材料」として想定されているものは主としてミルク・クリームであり、

「第17類…に分類される…材料」として想定されているものは主として砂糖・糖類であると解される。

表4-30

61.01-61.09	第61.01項から第61.09項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
(第61類のその他の項：省略)	
62.01-62.17	第62.01項から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで、第58.01項から第58.02項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
63.01-63.10	第63.01項から第63.10項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類から第55類まで、第58.01項から第58.02項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

表4-31

第17類 糖類及び砂糖菓子	(省略) 1704.90	(省略) CTH並びに第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が産品の工場渡し価額の45%を超えないこと。
---------------	-----------------	---

したがって、例えば、非原産のミルク及び砂糖を使用する場合には、当該非原産のミルク及び砂糖の価額が最終産品の工場渡し価額の45%以下であることが満たすべき条件となる。

(b) 第32.04項

第32.04項の産品に関して表4-32に掲げる品目別規則が規定されている。

これは特に複雑なルールという訳ではなく、許容限度（他のEPAにおける「僅少の非原産材料」に相当）の例外規定を品目別規則の中に定めたものである。

すなわち、スイスEPA附属書2第6条1(b)において

・・・その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の10%以下の場合

と規定されており、第32.04項の産品に関しても、本来であれば許容限度として認められるのは工場渡し価額の10%までであるところ、ここにその例外として20%を規定しているものである。

④インドEPA

第50類から第63類までの繊維製品については、その多くの品目の規則において、最終産品

表4-32

(1)	(2)	(3) 又は (4)	
第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマステック並びにインキ	32.04	CTH 注釈 この規則を適用するに当たり、第32.04項に分類される非原産材料であって生産に使用されたものについては、当該非原産材料の総額が製品の工場渡し価額の20%を超えない場合には、統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるものを必要としない。	VNM60%

表4-33

51.11-51.13	糸からの製造（付表に規定する必要な工程を経る場合に限る。）
-------------	-------------------------------

表4-34

統一システムの番号	締約国において当該締約国の原産品とされるために必要な工程			
50.07	紡績工程	糸を浸染し、又はなせんする工程（注）	織り工程	織物を浸染し、又はなせんする工程（注）
51.11-51.13				
52.08-52.12	必要		必要	
53.09-53.11		必要	必要	
54.07-54.08			必要	
55.12-55.16			必要	必要

が特定の材料から特定の工程を経て生産されることを要件として定めている。

例えば、第51.11項-第51.13項の製品に関しては表4-33に掲げる品目別規則が定められている。

そして、同規則中の「付表に規定する必要な工程」として、附属書2の付表の「B 織物」において表4-34に掲げる規則が定められている。

このように、第50類から第63類までの繊維製品の多くについては、附属書2の本体に定められている規則に加えて、同附属書の付表に定められている規則も併せて参照する必要があることに留意されたい。

因みに、ここに掲げているルールは「2工程ルール」（上記（6）参照）に相当する。

⑤ペルーEPA

第3類の注釈において、以下の規定が定められている。

第3類のシュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）、フラウンダー（パラリクティス・アドスペルス）、ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）並びにティラピア（オレオクロミス属のもの）への適用上、これらの製品が稚魚又は幼生の段階で輸入されるものであって次の要件を満たす場合には、当該製品への関税分類の変更を必要としない。

(a) シュリンプ及びプローン（リトペナエウス・バナメイ）については、非原産材料で

表4-35

1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2kgを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2kgを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	CTH並びに第4類及び第17類に分類される非原産材料であって生産に使用されたものの価額が当該産品の本船渡しの価額の40%を超えないこと。
---------	---	--

ある稚魚又は幼生の個体の体長が、輸入の時点において1.5cmを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも2箇月間成育されること。

(b) フラウンダー（パラリクティス・アドスペルス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ10cm及び15gを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも4箇月間成育されること。

(c) ハリバット（レインハルトティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の体長及び重量が、輸入の時点においてそれぞれ15cm及び20gを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも4箇月間成育されること。

(d) ティラピア（オレオクロミス属のもの）については、非原産材料である稚魚又は幼生の個体の重量が、輸入の時点において5gを超えず、かつ、当該稚魚又は幼生が締約国において少なくとも4箇月間成育されること。

これは、第3類の品目別規則（各項の産品への他の類の材料からの変更）に関わらず、上記注釈の条件を満たした場合は、産品は原産品と認められるとするものである。

⑥オーストラリアEPA

第1806.20号の産品に関して表4-35に掲げる品目別規則が規定されている。

本規定は、上記のスイスEPAの規定と同様の規定であり、解釈については上記を参照されたい。